

北海道地域社会における神社形成過程-日高・浦河町地方の事例研究-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 孝本, 貢 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9935

北海道地域社会における神社形成過程

——日高・浦河町地方の事例研究——

孝 本 貢

目 次

はじめに	1
一. 北海道における神社概観	2
(1) 北海道地域社会での神社創設様態	2
(2) 無願神祠の取締と神社整備	4
(3) 地域神社の展開	8
二. 明治以降の浦河町地域の開拓	15
(1) 明治前期の浦河町地域の概況	15
(2) 西忠義支庁長と地方改良	19
三. 村落神社の創設と変遷	27
(1) 浦河町内の神社	27
(2) 西 舎 神 社	30
(3) 杵 臼 神 社	35
(4) 荻 伏 神 社	37
(5) 生 祠 西 神 社	40
あ と が き	42

北海道地域社会における神社形成過程

一日高・浦河町地方の事例研究一

はじめに

北海道における神社の創設、その後の展開についての研究は、北海道開拓史の研究になるといわれてきた。そのことは、神社が地域社会と合致した宗教集団である、という観点を前提にして成り立つものである。ところで、北海道の場合、先住民族アイヌ民族を除き、大部分は内地からの移住によって形成された。そうすると、神社の創設をみていく場合、移住前に伝統的に培われた神社をめぐる宗教的世界観を背景に懐き、移住後の地理的、経済的、社会的諸条件に規定されながら、神社が造られていったと考えられる。さらに、神社が地域社会と合致した宗教集団であるという観点に立って観た場合、北海道地域社会は、まさに鬱蒼たる原始林を切り開いて形成され、その後人的、経済的、政治的、社会的諸条件によって幾多の変遷をとげて今日に至っている状況であり、そうした変遷のなかで神社も創設され、変容をとげてきているとみることができる。そうすると、神社の創設過程と、その変容を追求することは、地域社会の構造の変容のあり方を示しているといえる。私はここではこの観点から神社の創設と、その後の変容を観ていこうと思う。というのは、今まで、わずかではあるが、明治期以降、国家権力との係わりで、神社がいかに変容をとげてきたかを追求してきた。その延長線上で考察してみたいと考えたからにはほかならない。

北海道地域社会における神社に関する研究は意外と少ない。その先駆的で、鋭い考察をされているものとして森岡清美の屯田兵村の事例研究がある⁽¹⁾。そこでは屯田兵村として最初に村が形成され、その後屯田兵に替って新移住者が加わっていくなかで、農村地域社会がどのような社会構造の変容を辿っていったのか、それに対応する神社の存在様式の変容を分析されている。特に農事実行組合が北海道地域社会では重要な社会集団であることを発見された。黒崎八洲次良は後志管内のいくつかの町村の神社を事例にとり、地域社会の変容と、神社の変容との関連について分析されている⁽²⁾。分析の前提として、社会的交流の結節機関としての共同墓地、学校、神社、寺院・説教所が北海道地域社会では定住志向、社会的表象を示す重要なものであることを掲げている。そこで、神社の変容は地域社会の変容を表象していることを明らかにしている。また、村田文江は天塩郡天塩町を事例にとり、無願神祠が、村落社会形成過程のなかで、国家的祭祠へととり込まれていることを明らかにされている。無願神祠、あるいは無願神社の重要性に注目されており、北海道における神社の存在様式を追求するうえで不可避な課題であることを示している⁽³⁾。その他に中牧弘允は他の宗教集団との対立、相克のなかで、神社が社会制度としていかに確立していったかを、網走支庁管内常呂町で分析されている⁽⁴⁾。

以上、私が管見した限りであるが、北海道神社研究そのものが少なく、種々の事例研究を積み重ねる必要があろう。さらに、札幌神社に象徴されているごとく、神社が広くは北海道統合に、狭くは村落社会の統合にと、拓殖当初より政策的に追求され、社会教化機関として機能を担わされてきた、あるいは、願望されてきて、神社は創設当初から政策的なものであったものも少なくない。前述の無願神祠もその動向に左右される側面も少なからずあったと考えられよう。そうすると、北海道開拓移住者の伝統的に培われた神社をめぐる宗教的世界観にもとづく神社創設、維持・運営と、北海道拓殖計画のなかで政策的に位置づけられていった神社行政との相克のなかで北海道地域社会における神社の存在形態は把握していかなければならないであろう。北海道における神社の存在形態の多様性と、ある種の画一性がみい出されるのではないか。ここではこうした考えを前提に置き、日高・浦河町の事例を中心に検討することにした。

一. 北海道における神社概観

(1) 北海道地域社会での神社創設様態

北海道での開拓は過酷な自然条件のなかで厳しいものであったことが想像しうることである。そうしたなかで、移住民の心の拠所として神社を創設していったことが、ひとつの神社の原型であろう。例えば、檜山支庁北檜山町の若松神社の場合、以下のように述べられている¹⁵⁾。

若松は穴沢祐造ら7名の共同経営農場として明治30年に始まった。当初の移住民は11戸であったが、翌31年に2回の洪水に遭い、居小屋や開いたばかりの農地に大きな被害をうけ、離散の危機に直面した。

神社創立理由の中に、当時の様子が「寒賚夢は常に故国の空に徨い日夜慰安なく終歳娛樂なく寢に本道開懇者の困難難苦は蓋し都人の想像し能わざるものあり加うるに明治31年春夏2回の太櫓川大洪水あり居小屋悉く浸水し農作物の流没夥しく之に霜雨による被害は甚大にして実に測り知らぬものあり」と訴えられている。部落の人びとの心のよりどころ、集合の場所として神社創立が話し合われたのである。

明治32年9月、部落中央に境内を定めて祠をつくり天照大神を祀り、翌年拝殿を建てて9月15日を例祭の日とした。

こうした神社創設の初源的形態は北海道内の町村史に数多く散見される。神社創設の心意は「出産ノ際産土神ノ守護其ノ他諸般ノ祈願所ナク人民大イニ遺憾ニ堪エズ」⁽⁶⁾とあるように、素朴な守護神信仰に基づいたものであったと考えられる。これらの神社は創設当初は「切株神社」と北海道神社史のなかで称されているごとく、路傍の小祠であった。

「切株神社」であった小祠から、村落の展開とともに、神社の整備がなされていった。

(前略) 秋候新開ノ山間僻地ヲ通過スル際、粗造ノ草屋点々タル一方ニ、普通ノ民家ニ用キル神棚ナドヲ木ノ切株ニ安置シ、割合大ナル黒木ノ為鳥居ヲ建テ、老若男女四十人或ハ五六十人芝生

ニ団欒シ嬉々トシテ宴飲放歌シ或ハ競馬角力等ヲ催ヲナスヲ数次実見セシコト候キ。ヤガテ兩三年ヲ経過シテ見レバコノ神棚ハ小祠宇トナリ、コノ点々ナル草屋ノ普通住宅ト改ル頃ニハ、コノ小祠宇ハ更ニ殿堂トナリ（後略）⁽⁷⁾

このように「切株神社」から「殿堂」へと整備されていくのは、全ての神社ではないことは無論であろう。それは地域社会構造のあり方の変容によって、あるものは廃社に、あるものは合祀され、あるものは忘れられていったのではないだろうか。

以上のように、ある意味で自然発生的に神社が創設されていったタイプとは別に、国家神道を機軸とした敬神思想の教化、地域社会の統合を志向した神社創設がある。その象徴は明治2年9月に函館に奉安された開拓三神で、明治4年に国幣小社として造営された札幌神社である。それは明治6年8月19日日本庁達第132号（8/7号）に窺える。

庁下札幌神社ノ義ハ北海道御創業以来御崇祀被為在昨春官幣社ニ被列候義ニ候得ハ祭政一致ノ御旨意ニ其キ人民教誘ノ一端トモ可相成ニ付向後例祭日ハ当使官及全道諸民トモ休業致シ遠近ニ從ヒ参拝若クハ遥拝可為致候此段相達候事

札幌神社例祭日の休業の布達は明治34年には「小学校ノ学期教授日及休業日ニ関スル規定」（明34・3・20 北海道庁令第38号）において札幌神社祭、学校所在地氏神祭を休業日と規定している。札幌神社を北海道開拓の守護神として、道民統合をはかっていくのである。

開拓地域においては、屯田兵村の神社創設にその例が窺える。屯田兵は「単に国防の意味だけでなく、移民の増加に応ずる開拓史の権力機構として、管内の人民鎮撫を重要な仕務として要請された」⁽⁸⁾ものであり、移民当初より国家的仕務を内包していたのである。そこでは国家祭祀の貫徹を目標とした神社創設がみられる。例えば滝川神社は明治24年440戸の屯田兵が移住し、ただちに「神霊遥拝所」建設の計画がたてられている。その時の「回章」に以下のように述べられている⁽⁹⁾

上ハ、天皇陛下ノ万歳ヲ祈リ奉リ下ハ兵村ノ幸福ヲ禱リ団結一致シテ信ヲ表ハシ誠ヲ発スル為メニハ是非共当村内ニ一字ヲ建築シテ遥拝所ト定ムル必要ヲ感ズル切ナルヨリ我等發起人トナリ全村ノ賛成ヲ得テ相共ニ建設ノ労ヲ執リ相率キテ参拝スルノ結果ヲ見ルニ致ラン事ヲ欲シテ止ム能ハズ乃チ回章ヲ以テ賛否ヲ全村ニ図ルト云爾

發起人（略）

滝川村兵村戸主各位

付記

一、祭日ヲ天長節即チ十一月三日ト定ムルコト（以下略）

この滝川神社の場合、天照皇大神、および天皇、皇后、皇太子の御真影を祭神としていた。

以上のようなタイプの他に、藩士の集団移住にともない、藩の縁の神社の祭神の分祀、また、炭坑など工場での神社創設などがある。さらに江戸時代に道南地方、太平洋沿岸で創設されていた神社がある。

(2) 無願神祠の取締と神社整備

開拓以降創設された神社の多くは道庁の公認を受けることなく、地域住民によって祭祀されていた無願神祠であった。その数は公認神社の数を大きく上回り、昭和7年には2500余と推定されている⁽¹⁰⁾。無願神祠は国家制度上からは、禁止の対象であった。

無願ニシテ社寺（地藏堂、稲荷ノ類）創立致候儀従前ノ通禁制タルヘキ事（明5、大蔵省第118号達）

しかし、北海道においては特別のこととして差許されていた。

社寺及仏堂並建物アル遥拝所ヲ創立再興復旧セザル事。但移民地特別ノ縁故アル者ハ事由ヲ具シ届出ベシ（明19、内務省訓令）

増えつづける無願神祠に対して、その対応に苦慮していた。ところが、明治39年より本格化した地域末端神社にまで貫徹させるべく押し進められた国家神道化政策は、神社を「国家ノ宗祀」、国民道徳の淵源と位置づけ、国家権力を背景にして、神社の尊厳を傷つける小祠などは整理し、行政町村の精神的統合、国民教化の手段として神社が位置づけられ、一町村一社への神社整理が全国的に遂行された。道庁において明治39年10月8日に神社廃合の方針を訓令した。

社寺仏堂廃合ノ件

本道現在ノ社寺仏堂ハ其数千八十八内神社五百六十八寺院四百七十一仏堂四十九アリ此等ノ内ニハ社殿堂宇頽廢シ境内荒廢シテ社寺ノ体裁ヲ欠キ神職住職ノ常置ナクシテ祭祀法用行ハレス崇敬信仰ノ実挙ヲサルモノ鮮シトセス本年勅令第二百二十号ヲ以テ神社寺院仏堂合併跡地無代下附ノ件発布相成タル趣意ハ斯ノ如キ社寺仏堂ハ成ヘク廃合セシメ設置ヲ完全ナラシムルト同時ニ社寺ノ資金ヲ増加シ維持ヲ困難ナカラシメ社寺ノ尊嚴ヲ計ラントスルニ出タルモノニ外ナラス本道各地ニ於テハ無願ニテ小規模ノ神祠仏堂ヲ建設シ乱雑ナル儀式ヲ用キテ祭祀法用ノ典ヲ挙行スルモノ尠カラスト聞ク無願社寺ノ創立ハ法ノ禁止スル処ニシテ自然敬神信仰ノ觀念ニ影響スルコト尠カラサル義ニ付爾今其取締ニ付充分注意スルト共ニ左記各号ニ依リ取扱フヘシ

記

- 一、神社寺院ハ其体裁備ハラス維持困難ナルモノハ成ルヘク合併セシムル様説示スヘキコト就中神社ハ一町村区域ニ一社若クハ二社（広大区域ニシテ山岳等アル自然区域ヲナスカ如キモノ）ニ止メ其他ハ可成合併セシムヘキコト
- 二、無格社ハ相当ノ資産ヲ有シ社殿ノ設備完整スルニ於テハ村社格御詮議可相成ニ付可成速ニ社格ヲ願ハシムル様説示スヘキコト
- 三、維持困難ト認ムル神社寺院及無願建設ノ神社寺院ニシテ合併若ハ廃止ヲ肯セサルモノハ詳細事情ヲ具シ上申スヘキコト
- 四、無願建設ノ神社ニシテ其町村内ニ公許神社ナキトキハ速カニ社寺規程ノ条件ヲ具備セシメ許可ヲ受ケシムル様説示スヘキコト
- 五、神社五百六十八ニ対シ神職百六人ニ過キス一人ノ神職ニシテ遠距離ニ涉リ多数ノ神社ヲ兼務

スルハ到底祭祀ヲ完全ニ執行スル能ハサルニ付キ之ヲ廃合ナサシムルカ若ハ専務神職ヲ常置スル様説示ヘキコト但神職ナキ神社及兼務神職アルモ其職務執行ニ差支アリト認ムルモノハ直チニ上申スヘキコト

六. (略)

七. 無願社寺ハ其行為取締方所轄警察署へ移牒スルコト

以上

明治末から大正期にかけて神社の体裁を整え、神社崇敬心を高めるべく、神社に関する規定、訓令が出されていく。明治41年9月には「神社規定」を定め、さらに43年には其を財産造成に関して規定している。境内地、基本財産は以下の通りである。

一. 境内地 三百坪以上

一. 社殿 六坪以上

一. 基本財産 五百円以上若クハ所属不動産ヨリ生スル実収益一ヵ年七十五円以上

大正3年2月には、「神社行政ノ趣旨」を貫徹するために、神社整理を完全ならしむるよう達している。(大3, 内地秘36号神社整理ノ件, 内務部長ヨリ各区長宛) そのなかで、中心神社を設けるよう指導している。

一. 一村内ニ於テハ其ノ中心地ニ村社(現今無格社ナレハ可成村社ニ加列セシムル様設備セシムルコト)ヲ置キ遠距離(一里以上隔絶)ニシテ参拝ニ不便ナル大字ニハ無格社(現今社格アルモノハ其儘据置クカ若シ社格相応ノ維持難立ハ降格スルコト)一社ヲ置キ其ノ他ハ併セシムルコト

但新開村落ニ在リテハ新ニ創立ヲナスモノナレバ能ク其ノ状況ヲ鑑ミ中心地ノ神社ニアラザレバ村社ニ昇格セシメズ又一里以上ヲ隔絶スルト雖モ山河等アリテ自然区域ヲナシ實際参拝ニ不便ナル地域ニアラザレバ神社ノ創立ヲ為サシメザルコト

以上のような神社の整理、中心神社の設立の政策は押し進められた。特に開拓地域で公認神社をもたない市町村が多く存在していたことから、神社の公認化が促されていった。少し時代は新しいが、大正13年に公認神社が創立されていない市町村は次のように60市町村にものぼっている。旭川市、後志支庁管内2か村、空知支庁管内5か村、上川支庁管内11か村、留萌支庁管内3か村、宗谷支庁管内2か村、網走支庁管内14か村、胆振支庁管内1か村、浦河支庁管内2か村、河西支庁管内5か村、釧路支庁管内4か村、根室支庁管内10か村であり、開拓の後れた地域に多くみられる⁽¹¹⁾。

こうした状況に対して、大正4年に設立された北海道地方改良運動の推進母体となった北海道自治協会の運動のなかで神社中心説は唱えられていく。例えば大正5年5月、北海道長官俵孫一は次のように述べている。

(前略) 開拓の始に於て札幌神社を建設せし所以は、前に述べたるが如く、多難の拓殖事業に当るには、先づ以て民心を統一して、思想の中心を得せしめ、之を基本として共同一致の偉力を造成し、堅忍不拔の元気を以て奮闘力行して、当初の目的を成就せんとするにあるのである。神社崇敬の観念を發揮せしめて、民心の統一を図るは、諸般の事物の土台であるが、殊に拓殖事業の

基である⁽¹²⁾。

こうした考えは、北海道開拓史の認識が、「拓殖の実績が当初の期待に副はざるのは何故であろうか、堅忍不拔の精神、自彊不息の精神を以て、困苦に堪へ、欠乏を忍び飽くまで当初の開拓の目的を貫く決心が鈍い様に思われる、これが開拓の失敗の原因である。是れは思想の中心を求え得ず人心の統一点を失なっているのが根本の原因であると考え⁽¹³⁾。」というものであったことから出されていく。具体的には、

由来本道民は各府県人の集団にして、其の自ら人情風俗を異にし、従って隣保共助の情誼に薄き感ありて、動もすれば共同一致の良習に乏しく、奉公犠牲の精神に欠く所あり（後略）⁽¹⁴⁾ などであり、その他に村民としての自覚が薄いこと、人心が荒怠にして、奢侈に流れていて、勤儉の美風を欠いているなどが挙げられている。そのために「愛郷心を養成するに就て適切な方法如何」が焦眉の課題となっていた⁽¹⁵⁾。こうした動きは明治末より起こり、大正期に全道的に地方改良運動、青年団運動などとして展開されていった。具体的実行項目として北海道長官俵孫一は以下のものを挙げている。

一. 公共心の涵養

(一) 敬神及信仰心の養成

- イ. 共同崇敬の中心たる神社を尊厳にし、敬神の念を基礎として公共共同の観念を盛ならしむること
- ロ. 諸宗寺院説教所等を完備し、信仰を中心とし団結犠牲の精神を養ふこと

(二) 教育上の指導

(細目略)

(三) 公共的設備の完成

(細目略)

(四) 尚善表彰の実行

(細目略)

(六) 土着心の鼓吹

- イ. 神社仏閣及墳墓を整備し、教育衛生其の他公共の設備を進め、青年会、婦人会等の活動を促すこと
- ロ. 親戚故旧又は家族の移住を奨励し、一面先住者をして新来移民に対し、懇篤親切なること

(七) 恒産恒心の涵養

(細目略)

(八) 共同放牧地及薪炭備林地の設置

(細目略)⁽¹⁶⁾

このように、愛郷心、公共心を養成する地方改良運動の一環として、神社の整備が奨励されている。そして、後述するように、大正中期以降村社として昇格する神社が増加していった。そして、

神社の創立を抑制している。例えば大正8年5月に上川支庁管内鷹栖村で、内務省神社局に対し村社鷹栖神社の選擇所建設の許可を伺いたことに対し、内務省神社局は神社を創立するよう促している。これに対し、北海道長官は内務省神社局長宛に以下のように回答している。

(前略) 本道ハ御承知ノ如ク新開地ニシテ農村ハ府県ノ如ク集団部落ヲ形成スルニアラズ各所ニ点在スルヲ以テ神社參拜ノ点ニ於テハ鷹栖神社ヲ除クノ外ハ不便ノモノ多数ニ有之右ハ公認神社ト村民トノ關係ニ見タルモノニ有之候モ元來本村ニ限ラズ本道ニ於テハ至ルトコロ開拓ノ急先鋒トシテ移住シタル人々ハ無願神社ヲ勸請シ各故郷ノ産土神ヲ奉祠スルモノ多ク是等ハ部落ト共ニ發達ヲ遂ゲバク一面ヨリ之ヲ見ルトキハ我国民性ノ發露トモ謂フベク甚ダ喜ブベキ現象トモ存候乍然無願神社ノ創立ニ関シ何等指導制限ヲ為サザルニ於テハ將來府県ノ如キ社ノ分布状態トナリ各社經營ヲ競フノ結果村内民心ノ統一親睦ヲ欠キ曳イテハ村治上或ハ財政上影響ヲ及ボスベキ時期到来スルヤモ計リ難候故ニ先以テ公認神社ノ施設充実ヲ図リ少クモ国家ノ宗祠トシテノ神社ノ性質意承ヲ知ラシメ自然粗雑ナル無願神社ノ建立ヲ少クスルモ一策カト被存候要スルニ如上ノ意味ニ於テ鷹栖村ニテハ數個ノ公認神社ヲ創立センヨリ寧ロ選擇所ノ建設ハ該村ノ実況ニ鑑ミタル举措ト被存候此段及回答候也⁽¹⁷⁾

ここに窺えるように公認神社の設備の充実を第一義とし、その結果として「国家ノ宗祀」を乱す無願神社を自然に減少される方策を考えていたといえる。

この無願神社は、大正8年当時、神社総数1187社のうち、公認神社418社、無願神社769社（調べたらまだまだ沢山ある、と述べている）と非常に多い状況であった⁽¹⁸⁾。そして、制度上は前述したように廢社すべき対象であったが、拓殖の精神的支えとなっている側面から、その対応に苦慮している⁽¹⁹⁾。例えば、大正9年に北海道庁より北海道神職会に対して3項目の諮問案が提出されている⁽²⁰⁾。

諮問案

第一号

本道ハ府県ト事情ヲ異ニシテ容易ニ中心神社ヲ求ムルコトヲ得ル便宜アルヲ以テ神社密度ノ多キ地方ニ於テハ制限ヲ行ヒ其他ノ地方ニ於テハ町村ノ区域ニ応ジ（将来分村設村等ノ場合ヲモ含ム）中心神社ノ創設選定ヲ為サシメ所謂一町村一社ノ制度（公認神社ノ数ヲ云フ 無願神社ハ関係セズ）ヲ確立スル可否如何

第二号

無願神社ノ取締方法如何

第三号

神社昇格ノ標準如何

この諮問は大正8年に北海道神職会内に設けられた神社調査会に対して行なわれた。この会の趣旨は神社諸般の研究調査にある。

本道ニ於ケル神社ノ發達ハ拓殖事業ト形影付随シ神社ニ視テ拓殖ノ程度ヲトスルニ足り拓殖ノ經過ニ視テ神社ノ経路ヲ窺知スル事ヲ得ヘク而シテ拓殖事業尚ホ半途ニシテ未来ヲ有ス即チ神社ノ

發達モ未來ヲ有ス茲ヲ以テ神社制度ノ根本方針ノ確立ニ資スル処アラサレハ濫設放漫不統一ノ弊ニ陥リテ萎靡振ハサル府県ノ轍ヲ踏ミテ百年ノ計ヲ愆ルヘキ憂アリ故ニ本会ハ率先積極ニ神社調査ヲ行ヒ斯道ノ羅針盤トシテ益々神社崇敬ヲ隆盛ナラシムルニアリ⁽²¹⁾

この大正期に神社行政の方針を定めようとしていたといえる。さて、前記の諮問に対する神社調査会委員の回答は統一されて出されなく、6名の委員が回答している。第一項目に対しては、一町村1社にして他の神社は合併すべきである。1町村1社は理想であるが、強いて行なえば部落間に軋轢が生じる、1町村1社は理想案だが至難である。1町村1社は理想案だが、本道は拓殖半ばであり、神社数も多過ぎないので廃合移転は適宜に従うべきである、本道のような広莫たる面積を有する所では1町村数社あってもよく、また無理に合祀すれば神社と氏子の歴史的伝襲関係をこわすので怨嗟の声が生まれる。1町村1社は難治であり時宜に適してすべきである、などの意見が出されておる。1人を除いて1町村1社は困難であることを述べ、北海道神社の実状に合せて神社敬神思想の涵養に努める意見が大勢であるといえる。次に、無願神社の取締方法如何に対しては、無願神社の祭典に関与した神職を処分すべきである、取締も必要であるが根本に国民性に立脚しているので不可能であり、それより国家の宗祠として充実すべきである、公認神社の経費を町村より支出する道を確立しないかぎり、至難である。敬神思想を涵養していけば自然的に廃合整理がなされる、公認神社とするよう進めるべきである、公認の手続を取らずか、もしくは取毀すべきである。などの意見が出されている。ここでも一方的に取締するというのではなく、神社の充実、敬神思想の涵養が必要であると主張されている。

以上の諮問案に対する回答は、神職側の意見である。しかし、一方では北海道における神社の特異性、すなわち、拓殖過程のなかで「運命を依託」するものとして神社が創設されていったことの実状を踏まえ、さらに、内地において明治40年代から本格的に行なわれた神社整理がもたらした弊害を踏まえ、神社のあり方を模索している結果としてのものであると考えられる。

道庁の神社行政としては、敬神思想を鼓舞するために、青年団、在郷軍人会等が祭典、神社奉仕の主体になるよう努めるとともに、神社設備の充実を進めていった。そして、昭和2年に決定された第二期拓殖計画のなかでは、敬神崇視の思想を涵養することと、永住土着の念を起させるために、新開地において神社及び布教所の建築に対して補助を支出することが定められた。

(3) 地域神社の展開

北海道における神社の展開過程をみてみよう。資料源として、昭和46年4月に北海道神社庁より刊行された『北海道神社誌』によった。それは神社由緒の覧に(1)創祀(祭神を初めて祀った年)、(2)創建(初めて本殿を建立した年)、(3)創立(戦前国家より神社創立を許可された年—社格が確立した年)、(4)設立(戦後宗教法人として登記された年)、その他に社格の変更年などが簡単に列記されているので、一応の傾向が把握できると考えたからである。なお、収録されている神社は北海道神社庁所管の568社である。このうちから、護国神社、および、戦前に無願神社であったと思われるものを除いた。それは個々の神社がどのように展開していったかを押えることがこの表の

目的であるために、それが把握できないものとして無願神社があるからである。むろん、地域社会の中では展開はあるにしても、この表では押えられないからである。その結果、461社（80％）である。この数値は、昭和7年県社、郷社、村社、無格社の総数が488社であることから、戦前の無格社以上県社までの神社総数よりは若干少ないが、一応の実態は把握できるといえる。

さて、神社創設では明治以前が約42％を占めている。これは明治7年から9年に北海道で郷社の社格決定が行なわれ、それに該当できる神社は明治以前に創建されていた神社に資格を得る可能性のある設備があったからだといえよう。これらは渡島地方、檜山地方、後志地方、日高地方など道南、太平洋沿岸の旧開地帯に集中している。それら神社の8割以上が明治7年から9年にかけて村社、郷社に指定されている。次いで増加するのが明治20年代から40年代にかけてである。これらの時期には旧開地には非常に少なく、それに比べて空知地方、上川地方、十勝地方などが顕著に創設されている地域である。この時期に最も開拓が進んでいった地域で、ほぼ開拓によって村が形成される時期であったといえる。それ以降は神社創設の数は減少していく。

次に神社創立から社格の昇格過程をみていくと、無格社として創立許可を得た時期で最も多く現われているのが、明治30年代の54社である。次いで大正7年から昭和2年の40社、明治41年から大正6年の28社の順になっている。そして、明治31年から大正期にかけて無格社となった神社のうち7割ぐらゐは後に村社以上に昇格している。そうした神社が多くみられるのは拓殖が進んでいった札幌地方、空知地方、上川地方である。それに対して十勝地方、網走地方、紋別地方などなどは大正期以降に多く神社創立がみられる。これは開拓の進捗を示しているといえる。

村社として社格が確定するのは、最も多くみられる時期が明治10年までである。これは明治初期に社格が決定されていったからである。その場合、後に郷社以上に昇格しているのが7社と少ない。それはひとつにはすでにそうした地域に郷社が定められており、新たに郷社の資格が得にくかったことと、開拓が他の地方に比べ進展しなかったことによると思われる。次いで多い時期が明治41年から大正6年の70社、大正7年から昭和2年の60社である。この時期は前述したように中心神社を設け、神社設備の充実がちょうど無格社から村社に昇格していく期間が10年から30年を経ていると考えられる。この典型的な地方は札幌地方、空知地方、上川地方である。これら地方に対して網走地方、紋別地方などは、無格社となったのが大正7年以降で、村社に昇格したのが昭和初期とその期間が短い。それは急激な開拓によるのと、村社創立を政策的に押し進められていったこととの帰結と考えられる。

以上のように、神社の創設は明治以前のそれを除いたら、明治20年代、30年代にそのピークを仰え、さらに、神社の創立は明治30年代と、昭和初期にピークがあるが、前者では7割以上が村社以上に昇格するのに対し、後者ではその比率は5割代となっている。また、村社昇格のピークは大正中期から昭和初期にかけてである。

ところで、公認神社としての社格を確定するためには、明治4年大政官布告「郷社規則」では氏子区域の範囲、または氏子の戸数を基準にしたものであった。その後、明治20年代後半から地域神社まで「国家ノ宗祀」として位置づけ、その体裁を保持するために、由緒などととも境内坪数、永

第1表 北海道神社庁支部×神社創建年次別・最終社格確定年次別表

年次	札幌支部					道南支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	8					54				
明治元年～明治10年	4	(1)		3		1	3	40 (2)	5	
“ 11年～ “ 20年	10	(1)	(1)				(1)	1		
“ 21年～ “ 30年	10	2 (3)		(1)						
“ 31年～ “ 41年	7	5 (11)								
“ 41年～大正6年	1	2 (4)	5 (2)						(1)	
大正7年～昭和2年			8 (3)	1				2		2
昭和3年～ “ 12年	1	2	5 (1)		1			1		
“ 13年～ “ 20年		1	2	5			1	1		
不明	1					2		1		
計	42	12 (20)	20 (7)	9 (1)	1	57	4 (1)	46 (2)	5 (1)	2
年次	檜山支部					後志支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	41					46				
明治元年～明治10年		14	20	4 (1)		2		31 (1)	8 (3)	
“ 11年～ “ 20年	1	1			1	4	3 (2)	1		
“ 21年～ “ 30年	3	1				5	1 (2)	2		
“ 31年～ “ 40年	2					5	4 (2)			1
“ 41年～大正6年						2		1 (1)		
大正7年～昭和2年		1	2			2	1 (1)	5 (3)	2	2
昭和3年～ “ 12年			1					2	3	
“ 13年～ “ 20年			1					2		
不明		1				3				
計	47	18	24	4 (1)	1	69	9 (7)	44 (5)	13 (3)	3
年次	空知支部					上川支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前										
明治元年～明治10年										
“ 11年～ “ 20年	6									
“ 21年～ “ 30年	21	(3)				14				
“ 31年～ “ 40年	15	1 (14)				17	(3)	(1)		
“ 41年～大正6年	4	2 (7)	2 (9)			2	1 (5)	(5)	(1)	
大正7年～昭和2年	3	(5)	9 (6)	3 (2)		1	(5)	9 (3)	2 (2)	1
昭和3年～ “ 12年	2	5 (1)	11 (2)	3 (4)	3	1	(4)	8	2	
“ 13年～ “ 20年	1	2 (1)	3 (1)	6	3		2 (4)	5	3	2
不明	1									
計	53	10 (31)	25 (18)	12 (6)	6	35	3 (21)	22 (9)	7 (3)	3

第1表 つづく

年次	留萌支部					宗谷支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	11					3				
明治元年～明治10年	2		5 (2)	1				1		
“ 11年～ “ 20年	1		2							
“ 21年～ “ 30年	1	1		(1)			(1)			
“ 31年～ “ 40年	2	(1)				3		1		
“ 41年～大正6年	1		1					(1)		
大正7年～昭和2年		(1)		1	1					
昭和3年～ “ 12年		1	2				1	1	1	
“ 13年～ “ 20年			3	1			(1)	1		
不明	1									
計	19	2 (2)	13 (2)	3 (1)	1	6	1 (2)	4 (1)	1	

年次	利礼支部					網走支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	4					1				
明治元年～明治10年	1									
“ 11年～ “ 20年	1									
“ 21年～ “ 30年			1			2				
“ 31年～ “ 40年	1	1 (1)				4				
“ 41年～大正6年						5	(1)			
大正7年～昭和2年			3				(2)	3 (1)	(1)	
昭和3年～ “ 12年			2				(4)	3		1
“ 13年～ “ 20年								4	1	
不明										
計	7	1 (1)	6			12	(7)	10 (1)	1 (1)	1

年次	紋別支部					胆振支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前						2				
明治元年～明治10年	1					4		1	2 (2)	
“ 11年～ “ 20年										
“ 21年～ “ 30年	2	(1)				4	1 (1)			
“ 31年～ “ 40年	3					3	1 (1)			
“ 41年～大正6年	1	(1)					(1)	1 (1)		
大正7年～昭和2年	2		2 (1)			2	2	1		1
昭和3年～ “ 12年	3	1 (5)	2	1		1	1	2		1
“ 13年～ “ 20年		(2)	6				1	2	1	
不明						2				
計	12	1 (9)	10 (1)	1		18	6 (3)	7 (1)	3 (2)	2

第1表 つづく

年次	日高支部					十勝支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	15					1				
明治元年～明治10年	4		12 (2)	6					1	
" 11年～ " 20年	2									
" 21年～ " 30年	1					5				
" 31年～ " 40年	1	1	2			12				
" 41年～大正6年						10	1 (2)			
大正7年～昭和2年		(1)	1			4	4 (5)	3 (2)	(1)	
昭和3年～ " 12年						2	5 (7)	8 (2)	2	1
" 13年～ " 20年	2	(1)	2	1		1	5 (1)	4	2	
不明						1				
計	25	1 (2)	17 (2)	7		36	15 (15)	15 (4)	5 (1)	1

年次	釧路支部					根室支部				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	3					3				
明治元年～明治10年	1	(1)								
" 11年～ " 20年	1			(1)				1	(1)	
" 21年～ " 30年	3	1				2	2			
" 31年～ " 40年	2	1 (4)				2	1 (2)			
" 41年～大正6年	1					2	(1)			
大正7年～昭和2年			3		1					1
昭和3年～ " 12年	1	1 (1)	5	1		1	1	2		
" 13年～ " 20年							1	1		
不明	1								(1)	
計	13	3 (6)	8	1 (1)	1	10	5 (3)	4	(1)	1

年次	計				
	神社創設	無格社確定	村社確定	郷社確定	県社確定
明治以前	192				
明治元年～明治10年	20	17 (2)	110 (7)	30 (6)	
" 11年～ " 20年	26	4 (4)	5 (1)	(2)	1
" 21年～ " 30年	73	9 (11)	3	(2)	
" 31年～ " 40年	79	15 (39)	3 (1)		1
" 41年～大正6年	29	6 (22)	10 (19)	(2)	
大正7年～昭和2年	14	8 (20)	51 (19)	9 (6)	9
昭和3年～ " 12年	12	18 (22)	55 (5)	13 (4)	7
" 13年～ " 20年	4	13 (10)	37 (1)	20	5
不明	12	1	1		
計	461	91 (130)	275 (53)	73 (22)	23

※ 北海道神社庁編『北海道神社誌』(昭和46)より作成

※ 社格を確定していない神社は省いた。(無格社以上の神社のみ扱った)

※ 支部は以下の通りの区域である。札幌支部(札幌市, 江別市, 千歳市, 石狩支庁管内), 道内支部(函館市, 渡島支庁管内), 檜山支部(檜山支庁管内), 後志支部(小樽市, 後志支庁管内), 空知支部(夕張市, 岩見沢市, 美瑛市, 芦別市, 三笠市, 砂川市, 滝川市, 歌志内市, 赤平市, 空知支庁管内), 上川支部(旭川市, 富良野市, 士別市, 名寄市, 上川支庁管内), 留萌支部(留萌市, 留萌支庁管内), 宗谷支部(稚内市, 宗谷支庁管内の枝幸郡, 豊富町),

利礼支部(宗谷支庁管内内の礼文郡, 利尻郡), 網走支部(網走市, 北見市, 網走支庁管内の網走郡, 斜里郡, 常呂郡), 紋別支部(紋別市, 網走支庁管内の紋別郡, 佐呂間町), 胆振支部(室蘭市, 苫小牧市, 胆振支庁管内), 日高支部(日高支庁管内), 十勝支部(帯広市, 十勝支庁管内), 釧路支部(釧路市, 釧路支庁管内), 根室支部(根室市, 根室支庁管内)

※ 表中の()の数は後に昇格した神社数である。

続資金などがその査定の基準として重みをおかれるようになった。明治35年に北海道庁令第12号によって、神社（分社）の標準として、一、境内地 300 坪以上、一、社殿 6 坪以上、一、基本財産 500 円以上若くは所属不動産より生ずる実収益 1 年 75 円以上、一、氏子信徒数として氏子は 100 戸以上、信徒 300 人以上と定めている。この規定を厳しく守るよう達している。例えば、明治38年9月「社寺創立ニ関スル件」として以下のように達している。

（前記） 社殿堂宇ノ間敷、境内坪数、永続資本ノ員数、氏子檀徒ノ員数其他ノ各項ニ付キ充分審査ヲ遂ケ詳細意見副申可相成筈ニ有之候処往々右訓令ニ基キ調査ヲ為サス且ツ不備ノ願書ヲ進達スル向不勘之カ為メ徒ニ照復ノ手数ヲ要スルノミナラス其創立許可ノモノニシテ成規ノ年限ヲ經過シ落成ニ至ラサルモノ多ク再三延期ヲ累ネテ尚其出願期間内竣成セサルモノ多シ是畢竟スルニ最初出願ノ際ニ於ケル調査ノ周到ナラサルニモ因ル義ニ有之整理上支障不勘候条爾今ハ充分審査ヲ遂ケ進達相成度依命此段及通牒候也

ここに窺えるように基準の不備のまま創立願が多く出されており、それを充分審査していたといえる。この境内坪数などは明治41年の「神社規定」にも示された。さらに、大正11年に定められた「神社規程」においては審査が厳しくなっている。

第16条 神社ヲ創立セムトスルトキハ大正2年4月内務省令第6号第33条ノ規定ニ依ルノ外左記

書類ヲ添付スヘシ

- 一、由緒ニ関スル資料
- 二、社殿其ノ他諸建物明細書、工事設計書及仕様書
- 三、境内地実測図、工事設計書及仕様書
- 四、境内地ノ土地明細書
- 五、鎮座地ヲ包含スル付近ノ見取図
- 六、基本財産調書
- 七、起工及竣工予定期日

前項ノ場合ニ於テ寄付、売買、譲渡等ノ契約アルモノハ履行期ヲ定メ其ノ寄付者、所有者、譲渡者等ノ承認書ヲ添付スヘシ

こうした条項は神社昇格についても規定されているが、これについてはさらに細かい項目を定めている。

神社昇格手續ノ件（大正11年7月11日内地第4207号内務部長ヨリ各支庁長、各区長宛）

神社昇格取扱方ニ付テハ大正四年六月十七日内地第三九七八号通牒ノ次第モ有之候処今後尚左記事項ニ付御注意ノ上御取扱相成度此段申進候也

記

- （一） 由緒（略）
- （二） 境内及社殿

社殿其ノ他建物ノ配置間敷等ヲ示セル境内平面図及社殿ノ構造境内ノ風致等ヲ見ルニ足ルヘキ写真添付ノコト（以下略）

第2表 札幌市豊平神社神社設備整備状況

年	社 殿	境 内 施 設	基 本 財 産	組 織, その他
明治4年 明治17年 明治20年 明治21年 明治22年	小祠設立(個人) 神殿建設(村有志) 神殿改築(村有志)			氏子総代選出 公認神社として出願 公認神社(無格社)として許可
明治27年 明治28年 明治32年 明治33年 大正7年		石造神門(崇敬者) 石刻狛犬(95名) 神鏡1基(個人)	境内地増加(個人) 畑2町1歩(個人)	神社昇格のための経費 150円(個人) 村社昇格 神社造営奉賛会を組織
大正8年 大正12年 大正14年	社殿改築	御翠簾外(有志) 石刻手洗鉢(用水組合) 葎葎木造平家(北海道興産会) 石刻春日燈籠(実業青年団) 神器神具(賛助婦人会) 吹流一方無(私設消防隊)	神社敷地(個人)	
大正15年 昭和2年 昭和3年		桜樹30本(個人) 明治天皇遺物(個人) 社名旗(消防隊) 神輿(氏子) 唐松苗(個人) 桜樹(個人) 神明燈籠(個人) 石燈籠(個人) 銀屏風(個人)		
昭和4年 昭和5年 昭和6年		石造鳥居(個人) 狛犬(個人) 檜(個人)		
昭和7年		石燈籠(火災予防組合) 石燈籠(火災予防組合) 幟(個人) 拜殿内戸(個人)		
昭和8年		手水鉢(個人) 手水舎(個人)		
昭和10年				
昭和11年	社殿屋根替(氏子)			
昭和18年	社務所建築(氏子)			郷社昇格

※ 札幌市豊平神社社務所編『御鎮座70年記念、豊平神社70年誌』より作成
 ※ ()は寄附者の属性である。(氏子)は氏子全員の寄附によるものを示す。

(三) 氏子崇敬者

氏子ニ付テハ其ノ所在町村（数ヶ町村ノ区域ニ亘レル場合以下同シ）又ハ大字別戸数調査崇敬者ニ付テハ其ノ所在町村又ハ大字別戸数調査ノ外最近三ヶ年ニ於ケル社費負担状況ヲ年度別町村別又ハ大字別ニ調査セル書類添付ノコト（以下略）

(四) 基本財産

基本財産中現金又ハ有価証券ハ総テ明治四十一年内務省令第十二号第三章ノ規定ニ依リ之ヲ管理セシメ其ノ之ヲ預入又ハ保管ヲ依託セルモノニ付テハ預入者又ハ保管依託者ノ名義及有価証券ニ付テハ其ノ種類及額面ヲ記載セル証明書ヲ添付スルコト同上土地建物ニ付テハ其ノ所在地名番地名及段別建物ノ名称及神社財産登録台帳登録年月日及番号ヲ記載シ尚最近三ヶ年間ニ於ケル収入額及公課額ヲ年度別ニ調査スルコト

(五) 歳計予算及決算

（略）

(六) （略）

こうした厳しい条件が付けられていたために、神社の公認、さらに村社、郷社などへの昇格のためには、社殿、境内設備、基本財産造成のため、多くは寄付によらなければならなかった。例えば、札幌市豊平神社の場合、明治4年に創設された移住者個人の家の小祠であったものが、明治17年に村によって神殿建設ばなされ、明治22年に無格社として公認され、その後大正8年村社、昭18年に郷社に昇格している⁽²²⁾。その諸施設、基本財産などの寄付は第2表のごとくである。大正14年社殿改築までは、『豊年神社70年誌』には「無願社社にも劣るものであり」と述べられているごとく、その設備、規模は貧弱であったと思われる。そして、村社昇格後ではあるが、神社造営奉賛会を設立し、氏子に寄付をつのり、それ以外にも多くの寄付が集中している。しかも、それ以前は有志、個人であったのが、用水組合、青年団、消防隊などが寄付の主体になっていく。周知のごとく、豊平地区は札幌市街地として発展した地区であり、そうした寄付が可能な経済力をもつことができたと思像しえる。そうした以外の地域では、ひとつには行政町村が主体になり、神社設備、基本財産の造成に積極的に取り組んでいくか、地域の有力者の寄付を仰ぐが、地域住民の寄付によってようやく可能となったといえる。それは「国家ノ宗祀」としての体裁を整えるものであり、境内整備などに青年団、在郷軍人会などが動員されるなどによって地域神社が伊勢神宮、札幌神社、地域神社と系列化をしていったことを意味する。

二. 明治以降の浦河地域の開拓

(1) 明治前期の浦河地域の概況

日高浦河地域は北海道の最高峰である日高山脈を背にし、太平洋に面した地域で、北海道の中では平野部の少ない地域である。今日では競走馬用の軽種馬の育成地として有名であり、苫小牧より

日高本線に乗ると、その沿線は馬の牧場地帯でしばしば目を休ませてくれる。また、沿岸は日高昆布の産地としても有名である。その他にも日本で有数の地震地帯で、その災害で人々を脅かしている。

近世までは浦河町、三石町、新冠町など太平洋沿岸地帯はアイヌ民族の重要な拠点でもあり、多くの遺跡、伝承も伝えられており、明治期以降も有数の居住地帯である。また、気候も温緩で海産物も豊で、根室へぬける海上交通の要所でもあった。そこで、沿岸地帯は近世期に創設された神社も多い。浦河町で最も古い旧郷社浦河神社（稲荷神社を昭和6年に社名変更）の縁起書に以下のように述べている。

北海道庁管下日高国浦河町大字浦河村貳拾壹番地

浦河郡 郷社 稲荷神社

縁起書

ソノカミ尋ヌルニ金刀比羅神社、天女宮殿浦河大明神（明治八年神社改正ニ際シ巖島姫ノ大神ト称シ奉ル）、稲荷社ト称シテ三祠三所ニ分祭アリシハ縁起原書ノ絵図書ニ明カナリ。然ルヲ天保十三年ニ至リテ、近江屋周助氏（後ニ熊谷藤十郎ト改名其ノ子孫三石ニ居住ス）其当時漁場支配人タル時三祠一ヶ所ニ合祀シタリト云フ亦同時ニ社殿ヲモ改築致シタル事棟札ニ明カナリ。是即チ現今ノ境内地ニシテ、社殿ノ跡（明治四十三年境内奥ニ新築御造営申上御遷座奉斎セシヨリ大正二年社務所ヲ設置ス）ハ現下ノ社務所ナリ。

明治八年 神社改正社格未定ニ付更ニ郷社稲荷神社ト公称ス

然シテ其右ノ縁起ヲ尋ルニ

- 一. 金刀比羅社ハ勸請人不詳、寛文年中東蝦夷騒動ニ際シ、勇武ノ神倭大物主命ヲ東蝦夷鎮撫守護神トシテ奉斎シタモノナリト。山谷橋次郎氏ノ所持セル旧日誌ニ見エタリ。後人はヲ金刀比羅大権現ト崇敬敬シ来リタルモノト云フ。明治八年神社改正ニ付旧ニ復シ、金刀比羅大物主命ト称シ奉リテ今相殿ニ奉斎ス。
- 二. 天女宮殿浦河大明神トアルハ、旧南部盛岡ノ城主南部大膳太夫ノ時代、東蝦夷地鎮安護衛トシテ家中一戸五左エ門政尹外百余名派遣、勤番当時東蝦夷守護神トシテ一祠ヲ創立シテ天女宮殿浦河大明神ト奉崇ス。来往安全渡海人ト、今ニ至ルマテ扁額ニ享和元蝦夷年八月十五日ト明カナリ。後ノ人天女宮殿トアルヲ見テ弁財天ト奉拝シ来ルト云フ。明治八年神社改正ニヨリ巖島姫命ト称ヒ奉リ現今相殿ニ斎ヒ奉ル。
- 三. 稲荷社ハ渡島国松前郡福山横町ノ平民佐野嘉右エ門東蝦夷地三場所ノ漁場請負ノ当時（三場所ハ静内郡、様似郡、浦河郡ヲ云フ）、享和元辛酉年八月十五日ヲ以テ一字ヲ創立ス。稲荷大明神ト崇拝シテ豊漁ヲ祈請ス。其後文化四年六月正一位稲荷大明神ノ神璽ヲ勸請ス⁽²³⁾。

長文の引用であるが、ここに表わされている伝承から、近世の浦河地方の歴史が読み取れよう。すなわち、近世中期までは「東蝦夷」鎮定のための拠点としてあり、その守護神が勸請されていたが、近世後期よりは漁場としての展開をはじめていき、その守護神として稲荷社が創立され、それ以降は漁場としての重要性を持っていたが故に、金刀比羅社、天女宮が稲荷社に合祀されたといえ

よう。さらに明治8年の社格改正にあたり、神仏分離により、祭神名の変更が行なわれている。しかし、近世までは昆布場所番屋が散在しているにすぎなく、アイヌ人の居住地であった。

明治期に入り、明治2年日高国と称され、沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉と今日の日高支庁管内の7郡が設定された。さらに、同年に十勝国の一部と浦河郡、様似郡は鹿児島藩の支配地となった。明治4年には開拓使庁直轄となったが、翌5年には日高国、十勝国の支庁として浦河支庁が浦河におかれた。明治7年には浦河支庁が廃止され、札幌本庁直轄になり、三県時代の明治15年からは札幌県に属した。明治19年北海道庁時代に入り、明治20年に浦河郡役場が浦河に置かれ、明治30年支庁制施行により浦河支庁が設置され、昭和7年日高支庁と改称して今日にいたっている。以上のように、明治初期以降浦河町は日高地方の行政の中心地で、明治3年には「東地御親料規則」が定められ、農業移民には家作材木の下付、農具等の給与、田畑新聞に対して一反歩金二両の給付、七ヵ年免税などの恩典のもとでの移民が浦河郡西舎村（現浦河町西舎）、杵臼村（現浦河町杵臼）に行なわれるなど、北海道拓殖のテスト地域のひとつとして期待されていた地域であった。明治3年に予算金17,000余両をもって農民50万の募集を行ない、翌4年5月に肥前国彼杵郡より24戸74人（大村団体）が西舎村に、同国天草郡より21戸93人（天草団体）が杵臼村に入植した。その後、明治14年にはキリスト教精神に基づく会社組織の移民としての赤心社が西舎村に入植し、さらに翌15年には荻伏村（現浦河町荻伏）に入植した。この赤心社に対しても明治17年に札幌大書記官が開拓地を視察し、翌18年には特別慰労金として860円を下賜している。

札幌県令達文

其社明治13年以来開墾ニ従事シ専ラ着実ヲ主トシ社力薄弱ニ拘ハラズ通年他道無産ノ農民ヲ移シ能ク之レガ計度ヲ支エ精励怠ラズ遂ニ百二十町歩懇成シタル其ノ進歩実ニ著明ナリト言フベシ、故ニ従来ノ成績ニ依リ其筋へ稟議特別ノ詮議ヲ以テ来ダ保護ヲ受ケザル四十三戸ニ対スル仮屋作料等合金八百六十円給与候条該当金ヲ以テ社業益々振作拡張ノ途ヲ計リ、苟モ浪費セザル様注意可致此旨相達候事

また、西舎村、杵臼村に入植した者は、開墾成績に見るべきものがあるとして、明治12年に開拓使より賞与をうけている。こうした保護を受けて早くより拓殖は進んだ。移民も富山県から多くの部落に移住して、村の形成がなされた。

浦河町の行政の変遷をみると、明治6年には浦河郡20か村がみられ、明治13年には11か村となり、戸長役場が浦河に置かれた。その後、明治16年には浦河村外6か村戸長役場、荻伏村外3か村戸長役場に分れ、明治35年には2級町村制施行により、浦河村、荻伏村、西舎村、杵臼村の4か村組合役場が浦河に置かれた。行政組織としても早くから整備されていたといえる⁽²⁴⁾。その後、明治43年に荻伏村が2級町村として独立し、大正4年には浦河村、杵臼村、西舎村が合併して、1級町村浦河町として行政制度は確立した。

また、村落形成のひとつの指標となる小学校設立も農業開拓地帯に早く出来る。浦河地域の行政、産業の中心地で、市街化していた浦河には明治10年に浦河尋常小学校が設立された。次いで赤心社のキリスト教精神にもとづく私立赤心社学校が明治17年に、天草団体の入植地杵臼に明治23年

第3表 移住者到達国別人数・同比率

	明20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	大1~5	6~10	計
石狩	{人 %} 21,798 35.2	71,103 27.2	77,869 28.7	85,835 32.6	129,187 37.5	121,110 35.0	144,305 36.1	651,207 33.5
後志	{人 %} 12,504 20.2	55,491 21.6	49,946 18.4	49,017 18.6	43,919 12.7	32,807 9.5	29,933 7.5	273,617 14.1
渡島	{人 %} 13,454 21.7	66,151 25.7	49,676 18.3	41,680 15.8	29,859 8.7	33,559 9.7	36,110 9.0	270,489 13.9
胆振	{人 %} 3,420 5.5	14,886 5.8	16,639 6.1	23,294 8.8	45,668 13.3	35,961 10.4	46,469 11.6	186,337 9.6
日高	{人 %} 952 1.5	5,518 2.2	5,267 1.9	4,134 1.6	4,481 1.3	4,894 1.4	3,521 0.9	28,766 1.5
十勝	{人 %} 88 0.1	3,361 1.3	17,856 6.6	14,644 5.6	20,994 6.1	18,469 5.3	30,801 7.7	106,213 5.5
釧路	{人 %} 3,722 6.0	4,432 1.7	6,356 2.3	5,361 2.0	11,080 3.2	13,343 3.9	16,809 4.2	61,103 3.1
根室	{人 %} 2,888 4.7	7,102 2.8	3,253 1.2	2,598 1.0	1,730 0.5	4,290 1.2	7,900 2.0	29,761 1.5
千島	{人 %} 106 0.2	2,612 1.0	2,587 1.0	3,550 1.4	5,072 1.5	4,817 1.4	2,721 0.7	21,465 1.1
北見	{人 %} 1,264 2.0	20,306 7.9	28,636 10.5	13,922 5.3	24,677 7.2	47,850 13.8	53,511 13.4	190,166 9.8
天塩	{人 %} 1,676 2.7	6,119 2.4	13,511 5.0	19,436 7.4	27,978 8.1	29,369 8.5	27,378 6.9	125,465 6.7
計	{人 %} 61,872 100.0	252,081 100.0	271,596 100.0	263,471 100.0	344,645 100.0	346,468 100.0	399,458 100.0	1,944,591 100.0

明治20~大正5年は北海道重要統計表，大正6~10年は道庁統計書による。

※ 北海道発行『新北海道史』第4巻(昭48) p. 462より転載

に、大村団地と赤心社の入植地の西舎に同じく明治23年に設立された。富山県人の入植者の多い幌別と、漁村の白泉とが明治26年に合同で白泉に設立した。明治30年代に入って明治31年に野深地域に明治35年に絵笛、井寒台に教育所が、明治36年に向別、幌別に小学校が設立されている。以上のように明治10年代に2校、明治20年代に3校、明治30年代に教育所も合わせて4校と北海道開拓地域ではその設立は早い時期にあたる。

しかしながら、日高地方は先発後進型地域といわれるように、しだいに開拓の進展が停滞していった。それは、日高支庁管の統計ではあるが移住者の増加が明治20年代後半をピークに、それ以降減少傾向にあることからいえる。全道の中で占める人口の比率をみても、明治20年代前半までは2%台であったのが、それ以降1%台で低下の傾向を示している。人口増加の微弱な地域となっていることを示している。そして、移住者の定着も必ずしも高くなかったと思われる。例えば、大正6年の「浦河支庁管内概況」には以下のように人口静態について述べている。

明治三、四年ノ頃仙台藩ノ士民三百余名彦根藩百四十余名ヲ沙流郡ニ淡路ノ士民五百四十八名ヲ静内郡ニ肥後天草肥前彼杵ノ農民六十七名ヲ浦河西舎杵臼ノ両村ニ南部津軽等ノ漁民三百戸ヲ幌泉村ニ移シタリ然シトモ当時殖産ノ氣運未タ熟セス淡路天草彼杵等ノ移民ヲ除クノ外ハ概ネ諸処ニ離散セリ後チ個人移住ヲナスモノ頗ル多カリシモ団体移住トシテ見ルヘキ者ハ明治十三年赤心社ニ於テ広島兵庫二県ヨリ士民ヲ募集シ浦河郡西舎荻伏ノ両村ニ移住セシメタルヲ爾來淡路ノ農

民ハ静内郡ニ福井県人ハ静内三石浦河様似ノ諸郡ニ兵庫県人ハ浦河付近ニ来住セリ(以下略)(下線筆者)

ここに述べられているように、地域定着性が低かったといえる。それはひとつには日高山脈を背にして山岳帯が多く、農耕地として必ずしも広くないという自然的条件にもよるであろう。前記の資料「浦河支庁管内概況」で次のように述べている。

管内ハ地勢山岳ニ富ミ農耕適地ノ饒カナラサルニ土地ノ開発古キヲ以テ河流沿ヒノ膏腴ノ地ハ皆民有ニ帰シ其他ハ管内風土ノ牧畜ニ適スルヨリ斯業ノ発達ニ伴ヒ是亦殆ント民有又ハ町村有牧場トシテ処分セラル今ヤ移民ヲ迎フヘキ未開地トシテハ沙流川及様似川ノ上流二百十余戸ヲ容ルルノ余地アルニ過キス(後略)

大正六年段階ですでに以上のような状況であった。しかし、自然的条件は絶対値ではなく社会的条件によって大きく規定されるものである。特に北海道開拓期のように、新たに自然的条件を克服していく場合には顕著に現われるといえる。その社会的条件として北海道開拓期には道庁行政の比重が高かったといえよう。道庁政策と地域の行政、経済とのパイプ役として重要な位置を占めていたのが支庁長である⁽²⁵⁾。日高、浦河地域の拓殖史のなかで重要な位置を占めて、大きくこの地域の性格を規定したのが明治34年6月から明治42年9月まで支庁長を勤めた西忠義である。

(2) 西忠義支庁長と地方改良

日高支庁編『日高開発史』は北海道開拓初期は沿岸漁利のあるところから開始されたが、明治20年以降内陸開拓に重点が移され、石狩、空知、上川より十勝、北見の沃野に有力な農村が、鉄道の開通とともに出現し、日高は資源の弱少なためと主要交通路線から外れてしまったことによって、昔日の面影を失ってしまったと概観している⁽²⁶⁾。その原因を以下のように述べている。

行政官の更迭頻繁、北海道庁がおかれてから明治34年西支庁長と迎えるまで、日高の開発を担当推進すべき行政の首長は何れも任期が短かく、したがって開発の業績もすこぶる遅々たるもので振わなかった。(中略)このため時勢の急速な変化に即応して郷土開発の実をあげるべき明治20年代において、日高は惜しくも地方開発の好機を逸したわけである。ところが、明治34年になると、経歴においても手腕においても、申分ない支庁長西忠義をむかえる幸運が到来した。そしてこれは閑院官の御料牧場に備えるための上司の措置であったと伝えられる。牧場は新冠と静内の山野に11.532万坪の地を占めて、その良馬の血は日高の馬種の改良に益するところが多かったが一面良き農耕地を低位生産の儘にとどめて、日高の農地開発を阻んだとも言い得られる。そこでしばしばその解除の陳情が行われた。しかし、この御料牧場は高貴の方の相次ぐ御来場によって広く世にその名を知られるに至った。そしてこのことがやがて西支庁長の如き大物の赴任をみるに至った因子ともみられよう。西は元来あまり頑健な質ではなかったが至誠をモットーとして寧日なく職責の遂行に努めたので開発は管内各方面にわたり着々進み、支庁長の性格上からして一大巨石の投げられたものはないにしても、すべてに向上と整頓をみ、住民、吏員ははじめて開発事業の要領と治政の方途を知り得て、自立し得るに至ったと言ってよい。一旦後進地となった日高

の頽勢は回復し得なかったが、一応支庁管内として相応の態勢をつくり得たのである。

ここに述べられているように、西忠義が支庁長として赴任するまでは、日高の開発は遅れをとっていった。その原因は支庁長の度び重なる交替による所が大きいとしている。事実、明治20年6月より明治30年10月までの浦河郡役場時代に歴代郡長が5名交替しており、明治30年10月より西忠義が支庁長に就任するまでの4年間に3名の交替がある。それに対して、西忠義は明治34年6月より明治42年9月までと8年3ヵ月と長期に支庁長を在職している。明治20年代後半から30年代にかけては第1期拓殖計画へ向けて、鉄道網、港湾の整備によって拓殖事業の計画が練られていた時期であり、その時に政治力が発揮しえなかった状況を示しているといえる。

西忠義は安政3年に会津藩士の子として生まれた。若松県中学予備校在学中より若松県の官吏になり、その後、若松県が廃止され福島県となっても引き続き官吏を務めている。その後栃木県官吏となり、明治29年には足尾鉍毒事件で社会問題化していた足利郡長に就任している。明治30年に道庁機構の改革にともない支庁制が設かれた。その時、従来の郡長より支庁長に就任したものは5名にすぎず、他は他府県の官吏などより抜擢された。その1人として西忠義は檜山支庁長に任命されている⁽²⁷⁾。就任早々から地方改良に勢力を注いでいる。

町村制施行ニ関スル意見（明治31年4月26日）

自治ノ制度ハ源ヲ人民ノ公共心ニ発シ地方ノ利害ヲ直接ニ感応スル一団ノ民衆ヲシテ国家ノ統一ヲ害セザル範囲内ニ於テ公共ノ事務ヲ分担セシムルニアリ（中略）北海道ハ今猶拓殖ノ半途ニアリ札・樽・函其ノ他ノ市街地ヲ除クノ外概ネ新年移住者ニシテ未ダ土着ノ念慮ヲ有スルニ至ラズ従テ其町村ノ福利ヲ企図シ隣保相團結シ尚ホ後図ヲ為サントスルガゴトキコトハ未ダシ（下略）⁽²⁸⁾

これは就任の翌年に道庁長官に提出した開申書であり、管内巡回して地方作興になみなみならぬ気概をもっていたことが窺えよう。

西忠義が浦河支庁長に任命されたのは、おそらく前記の資料に述べられているように、皇族の新冠御料牧場視察と関連していたと思われる。すなわち、就任したのは明治36年6月で、同年8月に閑院官が同牧場を訪れることが決定している。その子細は不明である。

当時、浦河支庁長は日高地方の人には、交替が繰り返えられることなどから「藁人形」などと称されていた⁽²⁹⁾。こうした状況下で就任した西忠義は地方作興を積極的に行なっていった。その軌跡を、彼の功績を讃えて編集された『西忠義翁徳行録』よりみてみよう。資料的に制約はあるが、その業績の記録として残っている唯一のものである。それに載せられている訓令などは以下のとおりである。

明治34年10月 訓示第5号

教育施設の充実について

明治34年10月 告諭第2号

勤儉貯蓄

明治34年11月 訓第2号

記念植樹規定 植樹概法

明治35年3月

日高実業協会を組織す

明治35年9月 訓第38号

日高国郡町(村)森林組合規約標準

明治36年6月 令第3号

道路掃除規則

明治36年8月

日高国標銘を交付す。日高振興八策を示す。

明治37年8月 訓第5号

町村是調査

明治37年8月

運輸交通施設計画を訓示

明治37年9月

戦時経営について訓示

明治37年10月

日高戦時記念館設置

巡回文庫を設置

明治38年3月 告諭第1号

戦時経営事業について告諭

明治38年10月 訓令第10号

戦後経営事業の精励について訓令

明治38年10月 訓第5号

戦後経営 地方改良について訓示

明治39年5月 訓示

兵事ニ関スル精神教育を訓示

明治39年10月 告諭第7号

勤儉貯蓄励行告諭

明治39年8月 訓令第9号

町村是調査督励

明治39年11月

在郷軍人勲功保持について訓示

明治40年2月

官吏服務大綱要訓示

明治40年4月 告諭要訓示

山火取締森林組合活動について告諭

明治40年4月 告諭第1号

町村基本財産造成・共同放牧場経営について告諭

明治40年4月 訓令第5号

町村共同放牧場経営規定

明治40年12月 訓令第11号

町村戸長役場執務要綱

明治40年12月 訓第38号

支庁執務要綱を訓示

明治40年12月 訓令第11号

町村戸長役場執務要綱を訓令

明治41年4月 訓令第7号

植樹励行について訓令

明治41年7月 訓令第22号

明治41年2月の浦河市街地の火災に対し、天皇・皇后陛下よりの下賜金があったことについて。

明治41年10月 訓令第12号

戊申詔書に関し訓令

明治41年12月 訓第33号

町村事務整理について訓

明治42年1月 訓第1号

支庁事務刷新について訓

明治42年3月 告諭第2号

昆布海苔銀杏草保護について告諭

明治42年8月 告諭第3号

民心一新民力振興について告諭

明治42年8月 訓令第12号

町村役場事務綱領について訓令

ここに窺えるように地域産業の振興、教育の向上、地方改良、行政改良などによって民力作興のための施策が取られていった。その基本的方針は明治36年8月に示した「日高振興八策」に表われている。それは一、教育増進、二、交通開展、三、産業奨励、四、強土開拓、五、戸口増殖、六、町村経営、七、衛生保健、八、風紀振興の八項目である。こうした施策を具体的に実現する推進母体として、半官半民の組織で、支庁長、町村長、地方有力者によって構成された日高実業協会を組織した。その設立動機は次のごとくである。

(前略) 本道拓殖、業起テヨリ年ヲ閱スルコト茲ニ三十有余産業漸ク発達ノ域ニ進ミ航路四周鐵路亦将ニ四陸ニ通セントス是時ニ方リ独リ我日高国ハ開闢頗ル古ク創業ノ当時戸口全州ニ冠タル

称アリ而テ氣候ノ温和ナル本道実ニ其比ナク面積三百八十余方里人口殆ト三万ヲ有シ殊ニ海陸ノ産業甚タ豊饒ナルニ拘ハラス道路港灣依然トシテ旧ノ如ク農牧漁業亦旧習ヲ株守スルノ故ヲ以テ今ヤ他ノ進歩ニ晩ルノ觀アリ是レ畢竟交通ノ不便ト天候ノ良好ナルトニー任シテ不知不識ノ間ニ今日ヲ致シタルノ結果タラスンハアラサルナリ今ニ於テ是カ挽回ノ策ヲ講シテ将来ノ隆盛ヲ図ルアルニアラスンハ復タ安ソ富強ノ域ニ達スルコトヲ得ヘケンヤ是今回実業協会ノ組織アル所以ナリ。夫レ本会組織ノ要タル一國各種ノ実業団体ヲ通シテ一団トシテ実業教育ノ普及ヲ図リ又其助成ヲ勉ムルモノニシテ先ツ之ヲ農業、水産、森林、及商工ノ五部ニ分チ各專業家ヲシテ之カ研究ノ衝ニ當ラシメ且ツ各地ノ実業諸会各組合等ト氣脈ヲ通シ講話ニ討究ニ其長ヲ養ヒ其短ヲ補ヒ以テ産業諸般ノ改良發達ヲ図リ将来取ルヘキノ方針一定ノ國是ヲ確立シ以テ世ノ趨勢ニ応シテ專ラ國本ノ培養民力ノ發展ヲカムルニアルモノニシテ即チ本会ハ実ニ一國ノ命脈ヲ永遠ニ保持シテ終始渝ラス百世ノ下其實行ヲ活動セシムルノ機関府タリ（以下略）（「第1回日高実業協会報告」明治35年8月27日より）

日高地方の後進性を脱却し、産業全般の振興をめざしたものである。そこで、その目的は「日高実業協会規則」第二条「本会ハ日高全国ニ於テ取ルヘキ産業方針ヲ明ニシ其改良發達ヲ図ル以テ目的トス」とあり、事業概要は第三条「一. 実業教育ノ普及ヲ図ルコト、二. 実業ニ関スル各種ノ組合及諸会ト氣脈ヲ通シ且ツ其事業幫助スルコト、三. 実業ニ関スル官庁ノ諮問ニ応答シ又ハ建議スルコト、四. 各種共進会及品評会ヲ開催スルコト、五. 実業有功者ヲ旌表スルコト」となっている。

初代の役員は会長西忠義、副会長沢茂吉（明治15年赤心社移民83名を率いて荻伏に移住し、明治16年副社長となり、現地での実質的指導者。明治41年に道会議員当選）、幹事長岩根静一（内別村に居住し、明治11年新冠牧場主任となり、後に大牧畜家となり、北海道畜産界の恩人といわれている。）地方幹事として浦河支庁管内の戸長、町村長が就任し、各産業の部の幹事として各町村の有力者を配置している。

日高実業協会の基本金は後述する明治40年に国立日高種馬牧場設立のために用地交換地費で55,286円75銭が収入となっており、そのうちの41,360円89銭1厘が日高実業協会に寄付されている。その理由として「日高実業協会ハ日高各郡町村ノ実業發展ノ為メ諸般ノ実業奨励指導ヲ以テ目的トシ活動スルモノニ付直接町村ノ公益ニ裨益ヲ与フルモノナレハ剰余ノ大部分ヲ之レニ寄与スルハ最モ適切ノ処置ナル」とされている。そして明治42年の会計簿においては収入金は貯蓄金3万円の利子1,800円となっている。その他に明治41年に総会で以下の協定がなされている。

（一）各郡町村共同牧場ニ関スル件

第一 各町村共同牧場経営ヲ完成シ基本財産造成ノ上ハ其収入ノ七分ヲ町村通常費ニ三分ヲ全国共通ノ教育・衛生・森林経営ノ資ニ充用スル事

第二 各地方幹事ハ其町村会及総代会ニ本件ノ評決ヲ求メ将来町村経営ノ方針ヲ表明シ置クコトヲ要ス

第三 本件ハ本年三月三十日迄ヲ期シ将来ノ実行ヲ表明スル為メ町村会及総代会ノ評決書騰本ヲ得日高実業協会ニ報告シ置ク事

(以下略)

ここに記されている共同牧場は浦河郡の場合共有金を基本として明治22年に3ヵ所設けられていたが、その後入牧者が少なく維持できないために解散している。そこでここに記されている顛末は不明である。

具体的な活動としては、明治35年日高産牛馬組合設立、日高産馬共進会の開催、明治36年水産品評会の開催、日高教育会の設立、日高図書館、日高開発記念館の建設、明治38年浦河港修築のための調査、明治39年日高七郡農会の設立などが挙げられる。

こうした事業のなかで、最も大きな事業が日高国有種馬牧場の誘致であった。日高実業協会ではその設立の年の明治35年にすでに農商務大臣へ上申している。日高地方ではすでに明治5年に新冠郡に6,700町村歩の牧場が開拓使によって開設されており、それは明治16年には宮内省所轄の御料牧場で洋種馬が育成されていた。しかし、日清戦争で軍馬が劣勢であったことから、その育成が重視されてきた。明治37年には馬政調査委員会が設けられ、39年には内閣直属の馬政局が設立された。西忠義は馬政調査委員で、馬産の大御所といわれた藤波言忠子爵に働きかけた。農商務省、道長への上申を繰り返している。また、用地の提供も日高全町村で手続きしている。

一、種馬牧場ノ設置ハ日高国全体ノ利益ニ関スルヲ以テ該牧場用民有地及ヒ貸下地ハ各町村ニ於テ買収又ハ費用ヲ弁償シ無償ヲ以テ提供スル事

一、民有地買収及貸下地返還ニ対スル弁償費用ハ各町村ニ於テ如ク分担支出スルコト
但シ予定額ノ異動ヲ生シタル場合ハ此分担額ノ割合ニ依テ増減スルモノトス

- | | |
|-----------------|-----------|
| 一、金 25,000円也 | 浦河町外三ヶ村負担 |
| 一、金 5,534円57銭3厘 | 平取村外八ヶ村 |
| 一、金 8,230円87銭7厘 | 門別外八ヶ村 |
| 一、金 1,006円 | 静内新冠両郡各村 |
| 一、金 6,400円 | |
| 一、金 6,02015銭 | 三石郡三石村 |
| 一、金 4,322円50銭 | 様似郡様似村 |
| 一、金 2,891円90銭 | 幌泉郡幌泉村 |

合計金六万円也

一、前項金額ハ各町村ニ於テ起債又ハ借金ヲ為シ之ヲ支弁スルコト

(以下略)

以上のように六万円という巨額な費用を支出して、牧場用地を提供し、明治35年に誘地運動をはじめ、5年後の明治40年に設置をみた。それは浦河町西舎に10,033町歩という広大な用地で、その土地のなかには明治初期より開拓された耕地も含まれていた。そのために敷地の売渡を拒んで行政裁判に訴えたり、用地交換費で5万5千円余りの収入があったように、前述したように交換地の暴騰などで中傷の声が出たりで、必ずしも順調ではなかったようである⁽³⁰⁾。なお、明治43年には十勝種馬牧場が設立された。日高種馬牧場では主として騎兵用の軽種馬の育成を主としたのに対して、十勝種馬牧場は砲兵用の重種馬の育成を主としていた。これらの種馬牧場では国有種馬を配置して、

第4表 支庁別馬飼養頭数

支庁管内別	明治 36 年		大正 元 年		大正 10 年	
	馬 頭 数	百 分 率	馬 頭 数	百 分 率	馬 頭 数	百 分 率
石 狩	6,881頭	7.5%	13,658頭	7.6%	12,468頭	6.9%
空 知	6,668	7.3	20,666	11.4	22,368	12.4
上 川	3,536	3.6	19,968	11.1	20,472	11.3
後 志	6,785	7.4	13,885	7.7	11,464	6.4
檜 山	4,187	4.6	7,140	3.9	7,340	4.0
渡 島	11,725	12.8	14,341	8.0	11,456	6.4
胆 振	8,432	9.2	13,990	7.8	11,871	6.6
日 高	11,496	12.5	13,402	7.5	10,085	5.5
十 勝	10,427	11.4	25,904	14.3	26,850	14.9
釧 路	8,204	9.0	11,203	6.2	11,926	6.6
根 室	6,810	7.5	7,593	4.2	8,354	4.6
網 走	4,040	4.4	11,480	6.4	17,472	9.6
宗 谷	923	1.0	3,353	0.9	2,627	1.5
留 萌	1,626	1.8	5,339	3.9	4,981	2.8
全 道	91,767	100.0	181,920	100.0	179,734	100.0

(北海道統計書による)

※ 浦河町史編纂委員会『浦河町史』(昭46) p. 879 より転載

場内での育成とともに民有牝馬に交配して、産馬の育成、改良を行なうものであった。しかし、主たる目的が軍馬であって、価格は高くしてもその需要は平時では少なかった⁽³¹⁾。また、政府においては当初においては競馬を奨励していたが、それも明治 41 年に競走馬券の禁止令が出され、大正 12 年にそれが復活するまでは農耕馬には日高牧場で育成する軽種馬は適さなかった。そこで第 4 表のごとく、日高地方では明治36年から大正元年にかけては飼養頭類は伸びるが、それ以降減少している。しかし、馬産育成のための基盤はこの日高種馬牧場の設置によって築かれたといつてよい。

大正期に入ると米価高騰により水田造成熱が高まった。荻伏地区の赤心社においても、明治19年より牧畜業をはじめ、明治39年には外国産馬を購入するなどしてその改良に務めたが、大正 5 年には牧畜業を全廃し、飼育牛、馬を売却処分し、小作制による 150 町歩余の造田計画が大正 6 年にはたてられ、以降土地改良として灌漑事業が行なわれていく。その他の地域でも大正 3 年に荻伏村土功組合、大正11年瑞穂灌漑溝組合、杵臼土功組合などが結成されており、それ以外に明治末から大正初期と思われるが、向別灌漑が結成されている。

西忠義支庁長時代における地方改良運動として、産馬育成以外の産業の育成の側面では農業については養蚕の奨励、林業では町村基本財産育成のために植樹の奨励、漁業については水産講習会を開いて研修、改良を行なっている。これらがどの程度行なわれ、その成果がどの程度であったかは不明である。学校教育においては社団法人日高教育会を設立し、教員の待遇改善、貸給費生の制度をつくり、さらに学校改善として学事簿の完備、学校基本財産造成のため 1 校に対して10町歩の植

第5表 荻伏地区町有林の沿革

年	面積 (m ²)	備 考
明治30年	36,755	内務省私下取得
“ 37年	146,706	“
“ 39年	688	個人より買受取得
“ 40年	28,341,674	内務省より下附取得, 内牧場・放牧地 (8,176,397)
“ 41年	70,118	内務省より下附取得
大正 8年	55,753	“
“ 13年	90,860	“
昭和28年	7,406,201	国有林買受取得
“ 36年	21,735	荻伏開協より買受取得
“ 39年	13,078	個人と交換により取得
“ 39年	115,483	北海道より土砂打止林として私下取得
不 明	112,062	
計	36,339,995	

荻伏百年史編さん委員会編『荻伏百年史』294～295頁より作成

樹地を下付して植樹させている。町村に対しては町村是の作成，調査，町村基本財産として町村共同牧場35,000町歩の付興を明治40年に行なっている。

町村有林の造成を荻伏村の例でみると，明治40年に28,341,674m²で，今日の荻伏地区町村林の78%はこのときに取得している。また，学校の植樹では，明治35年から明治45年までに4町1反3畝が，大正時代に6町3反2畝が，昭和戦前までに6町3反4畝，戦後昭和26年から昭和38年までに10町3反3畝が行なわれている。しかし，学校林は昭和50年に廃止され，町有林に移管されている⁽³²⁾。なお，明治35，36年までに学校植林を行なったのが全道で8校のうち，浦河支庁管内では4校が挙げられている⁽³³⁾。

特に西忠義の片腕の1人であった荻伏村の赤心社沢茂吉は西忠義の方針を積極的に取り入れ，地方改良を押し進めている。そして，明治43年には全道唯一の模範村として表彰された。

西忠義は明治42年9月に小樽支庁長に転任になった。これに対して，日高一円の有力者代表を東京に送り，内務大臣に留任の陳情書を提出している。それは数次の落馬による重傷，大患にもかかわらず，日高の経営のために尽力され，日高が面目を一新したことを教育，衛生，交通，産業について具体的に挙げ，最後に以下のように陳情している。

今ヤ日高ハ其将来ニ活動スベキ組織ヲ具ヘ活動ヲ開始セントスルニ当リ国民ノ生命ト頼メル支庁長ノ交迭セラルトコトアランカーニ支庁長ノ熟誠督導ニヨリ進歩シタル施設ハ国民一般ノ沮喪ト絶望ト共ニ大頓挫ヲ来スハ勿論其創業ノ古キタメ各郡各様ノ気風慣習アリ而モ交通不便ノ為メ国民意志ノ疎通ヲ欠キタル儘今日ニ至レルガ故其一ヲ欠ク事最モ甚シク他ト大ニ趣ヲ異ニスル地方トシテハ必ズヤ前途ノ発展ニ意外ノ支障ヲ及ボスノ処ナシトセズ是レ国民ノ大ニ憂慮スル所ナリ伏シテ翼クハ特ニ国民ノ苦衷ヲ聴容セラレ暫ク交迭セラレザランコトヲ愜至神禱ノ至リニ堪ヘザルナリ茲ニ交迭ノ急ヲ聞キ怒慌出ヅル所ヲ知ラズ僭越ヲ冒シテ民情ヲ開陳シ謹テ閣下ノ明断垂聴ヲ仰ギ奉候

ここに窺えるようにようやく日高地方の開発が開始されていくという時期に当たっていたといえる。そうした時期に先導者を失なった感をいだいたものである。北海道拓殖が政府、道庁との連携なくしては不可能であったために、行政のパイプ役としての支庁長の比重は大きかったといえよう。その後西忠義は明治43年に小樽支庁長を退官し、療養生活を送り、大正5年には明治天皇御紀編纂編集局に勤めている。そして、東京に移っても日高実業協会の総会を開催したり、上京陳情のときなどに何かと斡旋を行なって終生日高と関わっている。

一方、日高実業協会は日高開発のために、主なものとして浦河港修築（昭和4年完成）、静内・新冠両郡にまたがり115,324,682坪を有する新冠御料牧場の一部開放運動、国有鉄道設置運動（昭和10年苫小牧一浦河間が開通）を行なっている。こうした昭和初期までに西忠義支庁長時代よりの念願であった諸懸案は一応の完成をみる。

以上のように、日高地方の拓殖は、支庁長一半官半民の組織日高実業協会一行政町村と結びつくことによって推進された。その基盤を形成したのが支庁長西忠義といえる。

三. 村落神社の創設と変遷

(1) 浦河町内神社

前章で浦河町地域の拓殖の過程を、主として農業、牧畜に絞って見てきた。そこでは、半官半民の日高実業協会を推進母体として、支庁の指導のもとに展開されていったといえる。移住者の生活もそうした展開に規定されながら、自ら修正し、あるいは受容して、自らの社会を造りあげようといいたと考えられる。

さて、神社はひとつには産土神社として、その地域社会、村落の成立と、統合を表象するものとしての属性をもっている。それは氏子圏を定めることによって人々に領域を観念化させるとともに、その領域内での守護神の存在を認知させるものである。新たに村落神社が形成されるということは、自らの社会に領域を設定しようとする試みの現われであるといえる。またひとつには、全体社会のなかでの布置を表象するものとしての属性をもっている。それは主として祭神の勧請、由来記という営為に示されている。そのことは、地域社会が自己完結的ではありえず、常に外部社会との交流のなかで成り立っていることを示している。そこで、祭神の変更、追加などは、全体社会との関わりをなかで、その地域社会の変動を示すものであると考えられる。内地において、明治国家神道化政策のなかで、地域神社が、強制的であったとしてもその体制に組み込まれていったことは、そうした属性をもっていたからであると考えられる。そこでここでは、地域神社の創設と、その後の展開についてみていくことにしたい。

現在浦河町内で神社は第6表のごとく22社あり、それに戦後合祀され廃社となっている神社が2社（西神社、下向別稲荷神社）があった。戦前に社格も保持していた公認神社は4社（郷社浦河神、村社杵臼神社、白泉稲荷神社、村社荻伏神社）であり、残りの20社は無願神社である。祭神につ

第6表 浦河町内神社

神社名	所在地	祭神	創設年	社殿改築などの変化	小学校創立年	入植年
浦河神社	浦河市街地	保食神 大物主命 市杵嶋姫命	享和元年	・明治8年郷社 ・明治43年社殿改築 ・明治44年神饌幣料供進指定神社 ・昭和6年稲荷神社を浦河神社と改称	明治10年浦河小学校	
西舎神社	西舎	天御中主神 藤波言忠大人命 西忠義大人命	明治43年	・大正元年社殿建設妙見神社と称する ・大正15年藤波言忠大人命を新に祭神として加え藤波神社と社名改称 ・昭和28年西忠義大人命を合祀し、西舎神社と改称	明治23年浦河小学校西舎分教場	明治4年大村団体入植
西神社	浦河神社境内	西忠義大人命	昭和7年	・昭和28年西舎神社に合祀により廃社		
西幌別神社	西幌別	稲荷大明神	明治?年		明治31年簡易教育所	明治4年入植
東幌別神社	西幌別	八幡大神	明治?年	・明治40年社殿建設	〃	〃
杵臼神社	杵臼	天照大神 保食神	明治15年	・明治34年社殿新築 ・大正6年開村50年祭の時拝殿、鳥居新築	明治22年浦河小学校杵臼分校	明治4年天草団体入植
上杵臼神社	上杵臼	天照皇大神	昭和26年		昭和26年杵臼小学校上杵臼分校	昭和25年開拓団入植
白泉稲荷神社	白泉	稲荷大明神 手置帆負神 屋船久久能知神 屋船豊受姫之神 彦狭知之神	明治2年	・明治32年社殿建設 ・明治35年村社 ・昭和32年忠魂碑建立	明治25年浦河小学校後頼分校	明治4年入植
金比羅神社	月寒	金比羅大権限	明治12年頃	・昭和32年忠魂碑建立		明治15年入植
乳呑稲荷神社	東町(市街地)	伏見稲荷大明神	明治26年			
鱗別稲荷神社	潮見町(市街地)	宇迦之御魂神 保食之神	明治24年	・昭和13年頃より青年団が祭事一切を行なう		
浦河金比羅神社	浦河市街地	金比羅大権限	大正末	・信者組織で維持		
稲荷神社	井寒台	稲荷大明神	享和元年	・明治3年祠を建てる ・明治25年社殿建設	明治35年井寒台教育所	
上向別稲荷神社	向別	伏見稲荷	?	・大正8年社殿新築 ・昭和8年当部落の地主塚家にご神体を返還し、新たに伏見稲荷から御符をうける ・昭和23年地神建立	明治36年向別小学校(土人保護法第9条)	明治20年入植

第6表 つづく

神社名	所在地	祭神	創設年	社欲改築などの変化	小学校創立年	入植年
下向別稲荷神社	向別	伏見稲荷	明治34年(?)	・昭和40年頃浦河神社に合祀し廃社	〃	〃
絵笛神社	絵笛	三種の神器	明治21年	・明治29年社殿移転新築 ・昭和9年忠魂碑建立	明治35年絵笛教育所	明治20年入植
東栄神社	東栄	出雲神社祭神	明治42年	・昭和13年字同改正によって後辺戸神社を現社名に改称		明治8年入植
荻伏神社	荻伏	大国魂神 大己貴神 少彦名神	昭和16年	・大正3年に荻伏神社が創設されていたが、新たに創設 ・昭和16年村社	明治17年和立赤心礼学校	明治15年赤心社
瑞穂稲荷神社	瑞穂	正一位稲荷大明神	明治14年	・明治27年、大正4年に社殿改築		明治12年入植 明治15年赤心社
野深神社	野深	天照大神 大恩兼命	明治?年	・明治31年社殿新築 ・明治35年増築	明治31年荻伏小学校野深分校	明治13年入植 明治15年赤心社
上野深神社	上野深	天照大神	大正9年	・野深神社祭神の分霊 ・大正15年社殿新築	大正9年第2野深小学校	明治15年赤心社
姉茶神社	姉茶	天照大神	明治32年	・野深神社祭神の分霊 ・明治44年社殿移転 ・大正15年社殿新築	明治37年姉茶小学校	明治12年 明治15年赤心社
富里神社	富里	天照大神	昭和14年	・姉荒小学校廃校のとき、御真影奉置所を移して神社とする		
浜荻伏金比羅神社	浜荻伏	金比羅大権限	明治26年	・大正5年社殿改築		

いては、漁業村落（白泉，月寒，井寒台，浜荻伏）では金比羅大権限が最も多い。それに対して農業村落（市街地，漁業村落以外）では稲荷大明神系統が最も多くみられる。しかし，これは浦河町で最も大きい郷社浦河神社から祭神を勧請したものは1社もない。それはそれぞれの村落に内地から個別に移住して村落を形成していったことを示していえよう。それ以外に顕著なことは，旧荻伏村の村落（東栄，荻伏，瑞穂，野深，上野深，姉茶，富里，浜荻伏）のうち4社全てが天照大神を祭神にしている。これは入植年の頃に記したように赤心社の耕夫，小作人として全国よりの移住者が入植し，共通の祭神として受容され易かった側面もあったと考えられよう。また，荻伏神社は後述するように，行政村の統合を意図して造られたものであり，札幌神社の開拓三神を勧請したものである。

神社創設年では江戸時代2社，明治10年まで1社，明治10年3社，明治20年代5社，明治30年代2社，明治40年代1社，大正期2社，昭和戦前期3社，昭和戦後期1社，明治期で年代不明3社，

不明1社となっている。明治期で年代期で年代不明の神社も20年代か30年代と想定されるので、6割強の神社が明治30年代までに創設されているといえる。それは入殖開拓が早い時期に開始されていったことを示している。この点については、前述したように村落の中に小学校が設立されていったのも早い時期であることとも符合する。しかし、細かく村落をみていくと村落の様態によって神社の創設のされ方も異なっていることがいえる。例えば、同じ時期に団体移住で入植しているにもかかわらず、西舎村では明治43年に神社が創設され、その後もいくたびかの変遷をたどっているが、杵臼村では早い時期に神社が創設され、しかも村社にまで昇格している。また、荻伏神社、西神社もその創設の事情は他と異なっている。そこで、以下西舎、杵臼、荻伏村での神社の創設事情と、村落の様態との関係についてみていこう。

(2) 西 舎 神 社

北海道庁殖民部編『北海道殖民状況報文』（明治32年2月刊、昭和12年復刻版）によると、西舎の沿革は以下のように記されている。

明治四年肥前国彼杵郡ノ民二十四戸男女七十余人官ノ募リニ応ジ杵臼村募移民ト共ニ汽船ニ搭ジ五月当地ニ移着シ一村ヲナシ着後滿三年間扶助米金ヲ仰ギテ開墾ニ従事ス明治六年家屋營繕ノ挙アリ草蘆ヲ改メテ桁屋トナル然ルニ移民農耕ヲ好マズ開拓ノ業更ニ進歩セザルヲ以テ同年官特ニ毎戸馬一頭ヲ給与シテ奨励シタリシガ過半ハ之ヲ売却シテ酒食ノ費トナセリト云フ官ノ扶助ヲ離ルヤ一時非常ノ困難ニ陥リ漁場ノ出稼ギヲナスモノ多シ同八年五月漁場改正ニ際シ幌別、富菜ノ鮭漁場ニケ所ヲ西舎、杵臼両村人民ニ付与シ且漁具建家等ノ準備金一千余円ヲ七ヶ年賦完納ノ約ヲ以テ貸付セラレシモ亦好結果ヲ得ズ明治十八年ニ至リテ遂ニ一千七百円ノ負債ノ為メニ之ヲ売却スルニ至レリヌ幌別川ハ霖雨ニ際セバ氾濫ヲ逞フシ被害ガ甚シキヲ以テ明治十年官提防費若干ヲ給シ築堤セシメシニ功成ルニ及ンデ洪水一過其大半ヲ破壊流失シ同十二年四月又非常ノ洪水ニ遭遇シ村民各戸其害ヲ蒙ラザルモノナク遂ニピバウノ高地ニ居ヲ移スモノアルニ至リ官特ニ転居者ニ毎戸二十円ヲ貸与ス（以下略）

ここに窺えるように、団体移住で移民に対して保護がたび重ねて加えられている。しかし、幌別川の沿岸は地味は肥沃であるが、氾濫による被害のために、地味の劣る高台丘陵地へ転住せざるをえなかった。そうした条件が開拓熱意を失なわせていったと考えられる。明治7年には3割近い者がその後の生活に疑いをもっていると報告されている。

浦河郡西舎村肥前大村ヨリ移ル農民二十四戸開墾白田二十四町七反七畝三步此民農ニ勉メ淳朴ノ者過半ト雖トモ杵臼村ニ比スレハ乙タリ扶助満期ノ後活計如何ヲ疑フ者七・八戸有之趣ニ候得共扶助後ノ勤惰ト勸將トニ依ルヘキ事ト存シ候（浦河支庁開拓使五等出仕北垣国道 明治七年六月三十日『浦河支庁諸帳簿引渡目録』本庁開拓大判官松本十郎殿 より）

明治13年キリスト教信念にもとづいて、殖産と国家衰運を挽回する愛國的熱情でもって神戸に会社組織赤心社が結成され、翌14年に広島、兵庫より移民を募集し、第1回移民54戸が西舎に入植した。しかし、入植地が農耕地として充分には適していなかったこと、渡道の航海中チブスの感染、

農具を満載した船の漂流などの不運が続いた。そして初年度は開拓計画初年度50町歩のところ、18町歩を開墾したにとどまっている。赤心社は後の実質的指導者沢茂吉が部長となって元浦川筋の開拓を本格的に始め、明治21年より赤心社社員を荻伏地区に移住させ、拠点を明治26年より完全に移した。

西舎の赤心社への移住した世帯は明治14年に20世帯、明治15年に1世帯、明治16年に2世帯、明治21年に1世帯である。それらの世帯の動静は第7表のごとくである。23世帯のうち、明治21年に西舎村を引き払い、荻伏へ移住させたとき西舎村にとどまったのは5世帯にすぎなく、荻伏赤心社

第7表 赤心社西舎入植者の動静

世帯主氏名	出身県	世帯員数 (入植時)	
倉賀野 隼	兵庫	2	・幹事として入植 ・明21 荻伏移住 ・明22 赤心社退社 ・明43 村総代 ・80余町歩の耕地を有する
中 沢 義 平	群馬	4	・明19 赤心社主任として荻伏に移住
桜 井 直 助	広島	1	・明22 退社帰郷
岡 本 幾三郎	広島	2	・明21 荻伏へ移住 ・明24 西舎へもどり、墾成地割渡を受ける
荻 田 初次郎	香川	3	・西舎に自営農としていた ・大4 荻伏に移住
柴 田 藤 助	東京	3	・西舎にとどまり、幌別などの開拓にも従事 ・明22 息子母が荻伏に移住
有 木 軍 平	広島	3	・明22 荻伏へ移住 ・明27 赤心社退社、三石町へ移住
三 島 友 助	広島	3	・西舎にとどまる
尾 田 房 吉	広島	1	・西舎にとどまる
徳 永 利三郎	広島	1	・西舎にとどまる
近 藤 寿 一	兵庫	1	・西舎にとどまる
鈴木 久三郎	広島	2	・明30 増毛町へ移住
坂 本 助 一	広島	2	・明21 三石町へ移住
岡 本 政 七	広島	4	・西舎にとどまる
梶 田 政之助	広島	2	・明17 函館へ ・明20 赤心社荻伏へ再入社 ・明21 治年赤心社退社浦河市街地へ移住
岡 本 左 助	広島	3	・西舎にとどまる
川 越 九八郎	広島	2	・明21 荻伏へ移住 ・明24 西舎へ墾成地割渡をうけてもどる
梶 山 群 蔵	広島	5	・明21 赤心社退社浦河市街地へ移住 ・明24 荻伏初代郵便局長となる
占 部 重 蔵	広島	2	・明21 荻伏へ移住 ・明20年代姉茶地区へ移住
梨 本 彦 次	兵庫	1	・明21 赤心社退社 ・後浦河市街地へ出て、帰郷
岩 本 寅 蔵	広島	1	・明21年前に赤心社退社
坂本 甚右エ門	広島	2	・明27 赤心社退社三石町へ移住
小 田 定五郎	広島	4	・明21 荻伏へ移住
荻 田 鉄太郎	愛媛	2	・明20 荻伏へ移住 ・明37 沙流郡へ移住
岡 本 留 吉	広島	2	・明15 西舎へ入植 ・明20 荻伏へ移住
吉 岡 広 治	愛媛	1	・明22 荻伏へ移住
梅 田 才 助	広島	2	・明16 西舎へ入植 ・明25 様似へ移住
塚 本 新 吉	兵庫	4	・明16 荻伏へ入植 ・明17 西舎へ移住 ・明21 荻伏へ移住 ・明24 西舎へ再移住(?)
高 津 常 吉			・明21 西舎へ養蚕教師として移住 ・明27 十勝へ転出

(荻伏 塩出宇吉氏よりの聴取りによって作成)

へ移住した世帯が10世帯、赤心社を退社し、他の地域への移住世帯が9世帯である。そこで、赤心社としても西舎村に根を下さなかったといつてよい。

一方、明治4年に入植した大村団体の動静は、前述の資料にあったような氾濫で密集集落から、高台に移り散居集落に変わっていった。大村団体の分隊長尾田忠平は明治12年に「其成績大ニ見ルベキモノアリ」として開拓使より賞与されている。その後学校設立にも尽力した⁽³⁴⁾。それ以外の者は聴取りでは不明であった。前記の『北海道殖民状況報文』では、明治30年末戸数104戸人口492人内アイヌ人34戸136人となっており、長崎県人が最も多く、青森、福井、広島、秋田、岡山県人がこれに次ぐとなっていることから、入植者は急増していったといえる。

また、同報文には農業の状況を以下のように報告している。

現今重ナル農業者ハ元赤心社員塚本新吉同社ノ小作人ヲ以テ入りタル蛎崎清彦ノ二人及ビ尾田房吉トス塚本新吉ハ付与地九万五千坪貸付地九万九千坪有シテ小作人六戸ヲ入レ蛎崎清彦ハ貸付地十一万余坪ヲ有シテ小作五戸ヲ入ル其他一二戸ノ小作ヲ入レ置クモノ多シ小作人トノ約ハ唯畝下四ヶ年ヲ与フルノミ全村土地所有者二十一戸小作三十五戸何レモ「プラオ」「ハロー」ヲ所持シ平均八町歩ノ作付ヲナセリ「アイヌ」ハ農業ノ教授ヲ受ケシ際ハ三町歩以上ヲ開墾セル者モアリシ由ナルガ以後放棄シテ其他ヲ和人ニ貸付シ漁場ニ出稼ギヲナシ現今僅ニ一戸五六反歩ヨリ一町歩ヲ作ルニ過ギス

ここに窺えるようにすでに明治30年には階層分解し、比較的大きな地主3名、残りは自作者と小作者で、しかも小作者が多くなっている。なお、文中の蛎崎清彦は父が松前藩の八男で、清彦の兄は福山藩の家老職であったという名門であった。蛎崎清彦は明治14年札幌大学所属農園を卒業後開拓使内の農商務省管理局御用係となったが、同局の廃止により非職となり、明治19年札幌月寒の農場管理人となっていたが、後事故あって小作人となったのである。西舎村への移住の顛末は不明であるが、明治26年に西舎村赤心社開墾成功地30余町歩を320円で赤心社より譲渡されている。(塩田宇吉談)また、更に57町歩の未開地の貸下げを受けて、開墾した⁽³⁵⁾。また、資料の中の尾田房吉は、前述の尾田弘の長男である。それ以外に明治3年徳島県で生まれ、明治23年に阿波団体として胆振国伊達村に移住していた鎌田新三郎の養子として渡道した鎌田九平がいる。鎌田九平は浦河郡長の囑託に応じ明治26年に藍作造業を目的として杵臼村に転住している。西舎村、幌別川沿岸に開墾地300町歩を購入し、当初は隣寸軸木製造など行ない、しだいに藍作造業に移し、当地方で藍作が全村で広がっていった。(鎌田九平長男正談)

西舎村を大きく変えたのは第2節で述べた種馬牧場設置である。それは1033町歩という広大なもので、しかもその多くがそれまで開墾された耕地を買収して行なわれた。そこで前述の蛎崎清彦は明治40年には浦河郡井寒台村給笛に農耕地25町歩、放牧地28町歩を購入して移転している。また、尾田忠平、長男房吉、次男又五郎は親族一同を引きつれて現十勝広尾郡大樹町尾田(旧尾田村)に移転し、三男久助のみが止まっている。塚本新吉は帰郷した。鎌田九平は西幌別に牧場地100町歩の貸下げをうけ、西幌別に移転し蕃殖馬の育成をしていった。このように主だった農業経営者は西舎村から移転していつている。土地への愛着もあり、買収には抵抗もあったが、明治40年には買

収は終り、牧場造成工事が本格的に始まっている。その様子は次のように記されている。

現在の西舎郵便局のあるところが部落の中心地であるが、この付近には工事のため各地より多数の人が入り込み、さながら市街地の様相を呈して、旅館、店舗は勿論、料亭三軒、床屋三軒を数える盛況振りを示めた。当時の人々は近藤町（工事請負人の姓…筆者註）と名づけたが、今なおこの名称は村人に通用している⁽³⁶⁾。

ここに窺えるように村の様相は一変していったと思われる。

以上のように西舎地区（村）は明治4年の団体入植、赤心社入植も必ずしも成功せず、開墾した土地も移動が激しかったと推定される。そして、国立日高種馬牧場が設置されることによって、主なる耕地、牧場地は買収されていった。非常に変動の激しかった村落であったといえよう。現在西舎地区で馬牧場、牧蓄、農業を営んでいる28戸のうち、単独戸が21戸で、最も多い分家を出している家が分家3戸で、それ以外に2戸の分家がある家が1戸で、しかも、現世帯主かその父の代で、世代も浅いことが、そうした村落の変動を如実に示しているといえよう。

さて、西舎神社の最初の社名は妙見神社である。その由来は次のように記されている。

本村ハ古キ歴史ヲ有スルニモ不拘神社ナキヲ甚タ遺憾ニ思ヒ時ノ町会議員仁木島恒吉氏ニ相謀リ当地ハ馬産地ナルヲ以テ相馬妙見神社ノ分霊ヲ受ケ大正元年神殿ノ建設ヲナシ同年九月二十三日盛大ナル祭事ヲ行フ其後春秋二回ノ祭事ヲ行ヒ来タルニ秋祭ノ二十三日ハ隣村杵臼神社ノ祭日ニ当ルヲ以テ一日繰上ケ二十二日ニ変更シタル次第ニシテ創設当時ノ関係者左ノ如シ

記

神 宮 片平倉之助

頭 染 小泉和三郎

世話係 仁木島恒吉

同 白浜亀太郎

同 山本傳吉

『浦河町史』には創設は明治43年となっているが、ここでは大正元年に社殿建設となっておる。これはおそらく、明治43年に福島県相馬神社から神霊を分霊した時ではないかと思われる。ここに記されている世話係のうち、仁木島恒吉は明治35年から39年、さらに明治42年から大正13年まで村会議員、町会議員をしている。前述の藍作造業の鎌田九平が燐寸軸木製造をしたとき、いっしょに行かない、農業をしていなく建築関係の請負などを行っていた者である。（鎌田正談）白浜亀太郎は明治16年に尾田忠平とともに村総代になっていることから、大村団体で入植し、日高種馬牧場設置後も止まっていた者である。山本傳吉はこの牧場建設工事にともない人口増加（明治42年戸数180、人口941人と明治30年末より比べ急増している）により、明治43年に西舎郵便局が設けられ、その初代局長であり、大正13年から昭和10年まで町会議員をしている。

妙見神社は大正15年に藤波神社と社名変更されている。

故子爵藤波言忠閣下ハ当地日高種馬牧場設置ニ当リ非常ナル御努力ヲナサレタル縁故上同家遺族並ニ西忠義氏ノ希望ニ依リ大正十五年当村ニ神社トシテ祭ルコトナリ同年八月十六日妙見神社

ニ合祠藤波神社ト改称シテ盛大ナル臨時祭ヲ行フ当日ハ恰モ日高種馬牧場御見学中ノ藤波家御縁籍ナル西尾子爵御令息西忠義殿二名御参列セラレタリ比ノ臨時祭典費三百余円ハ日高実業協会ノ支出ニシテ其後毎年秋季祭典ニ際シ金拾五円ノ玉串料ヲ受ケ今日ニ至ル而シテ藤波家ヨリ遺品トシテ左記ノ品ヲ神社ヘ奉納セリ

記

- 一. 白銅鑄造馬ノ額一面 但シ黒檀椽
- 一. 鞭 但シ明治御大帝御使用ノ品
- 一. 金文字藤波神社看板一枚

以上

ここに窺えるように、日高種馬牧場誘地に尽力したために、西忠義の希望により、産馬功勞の神として祭祀した。しかし、妙見神社の時代に既に一部の者には藤波言忠の徳をたたえ、産馬の守護神として生祠を祭っていたのではないとも思われる。昭和6年8月に加藤玄智が生祠の研究で藤波神社を訪れている。彼の著の中で西忠義の手記を引用している。

是に於て初回の日高種馬牧場長水原勝之助は……子爵を敬仰して、明治四十一年〔1908〕七月、子爵の視察臨場に際し……子爵に請ひて詠歌を得、之れを牧場付近の妙見社（俗に馬頭観音と云ふ）の小祠に納め、裏面に藤波神社として奉祀し……以上神社の如きは、子爵に於て生前遠慮ありしも、大正七年八月開道五十年式に余……渡道の節、浦河に來り西舎の社殿を認め、衷心之れを拝し、写真を得て飯京したり、同十五年五月廿四日夢去せらるゝや、八月十六日西舎に至り、……藤波神社祭典（移靈式）を挙げ、其儀式莊嚴たり⁽³⁷⁾。

ここにあるように、既に日高種馬牧場長、西忠義らは、妙見神社を生祠藤波神社とみなしていたと思われる。

そこでその臨時祭典費は全額日高実業協会より支出し、例祭費も支出していることも了解できる。そうすると藤波神社は西舎村落の神社というより、明治天皇一日高種馬牧場・日高実業協会一藤波神社と系列化を表象する性格を強く懷せるものであったといえよう。

藤波神社が村落名の西舎と同じ西舎神社と変更されるのは昭和28年である。それは藤波神社の老朽破損が甚しくなり、その改築が望まれていたとき、日高種蓄牧場山林の一部が解放になり、町、および農協に払下げになった。西舎村落に対しては、その立木二百石が無償払下を受け、さらに西舎牧野組合の解放にともないその残金32712円が村資金として生じた。一方、後述する西忠義を祭神とした西神社は戦後、その維持母体であった日高実業協会も活動停止の状況であり、慌れるにまかされている状態であった。そして、日高種馬牧場と緑の深い西舎の移転したいということが重なっていた時期である。この西神社を西舎村落へ移転し、藤波神社に合祀するための一切の事業は村落民の労働奉仕によってなされた。『西舎開村記念 拓地百年』では、「この間部落民の勞力奉仕は実に各戸六日を費やし、牧場トラックも亦数日の奉仕を頂いたのであり、総額約60万円の巨費によって藤波、妙見、西の御神体を永遠に当村の祭神として西舎神社に合祀いたすことになったのであります」と結んでいる。ここにおいて西舎村落の表象としての神社が名実ともに設立されたといえ

よう。

(3) 杵臼神社

杵臼への入植は大村団体と同時に熊本天草団体によって行なわれた。それは21戸93人の規模であった。開墾の様子は明治7年「浦河支庁諸帳簿引渡目録」には以下のように述べられている。

浦河郡杵臼村肥前天草ヨリ移ル農民二十一戸開墾白田三十一町一反九畝二十一步比民俗淳朴勤勉力作既ニ自立ノ緒ニ就キ扶助満期ニ及フニ至テ敢テ苦情ヲ吐ク者無シ就中六農アリ曰本巢甚三郎曰荒木清吉曰荒木覚平曰大道千八曰高尾岩平曰中村喜兵衛曰小泉和平協力最モ産業ニ勉ム六戸儲金一千余金甚三郎ノ開地既ニ四丁歩ニ及ヒ候惟槌太郎菊五郎ノ両情夫有之候

ここに窺えるように西舎に入植した大村団体に比べて、すでに中核的農家が6家形成されており、開墾の成績も良かったことが解る。『北海道殖民状況報告文』では明治8年に1戸平均1町丁反弱の墾成地があると記されている。明治7年の前記の資料では本巢甚三郎(天草団体隊長)、小泉和平が模範として賞与されており、明治12年には本巢甚三郎が開拓使より賞与されている。

明治6年にはすでに農閑期や冬季間を利用した寺小屋が造られており、明治23年には村寄付金によって18坪の校舎が建てられ浦河小学校杵臼分校として開校し、明治30年には杵臼尋常小学校として独立している。この明治20年代から30年代にかけては、第8表のように道夫役が決められたり、村墓の制度が出来あがるなど村落として成立していった時期であると考えてよい。そして、その完成は明治末から大正初期にかけて村の共有財産造成への連なっていくのである。大正中期からは—

第8表 杵臼村落形成史略年表

年	事 項	年	事 項
明治以前	・アイヌ人20戸近く居住	明治38年	・小学校長に石母田幸三郎新就任(大正5年まで)この時代に愛村組合、愛校会、青年団(男子は校友会、女子は僑風会)などができる。また神社畑(6町5反)、町村畑(5町歩)、墓地畑(3円収入)、50銭の積立金が基本金として2,500円ある。
明治4年	・天草団体21戸入植		
〃 6年	・寺小屋式教育始まる		
〃 7年	・草屋から桁葺板壁の家屋に変わる		
〃 15年	・小田造りが試みられるが失敗	大正4年	・大典記念として学校材5反に植樹
〃 17年	・バツタの大群のために大被害	〃 7年	・大典記念文庫を設立
〃 23年	・浦河小学校杵臼分校設立	〃 8年	・蔬菜組合をつくり、蔬菜の販売をうながす
〃 26年	・胆振伊達村より鎌田九平ら入植、藍造りはじまる	〃 9年	・木材運搬のための鉄道敷設反対
〃 28年	・杵臼中央道路完成、道夫役に対し怠る者は村八分にするといわれた	〃 12年	・開村50周年記念開催
〃 30年	・徳島より数戸の入植	〃 14年	・神社の設備充実
〃 31年	・戸数76戸人口497人(内アイヌ人30戸125人)熊本県人最も多く福井、富山徳島の諸県人が次ぐ	昭和10年	・杵臼土功組合を設立
〃 35年	・浦河郡杵臼尋常小学校として独立		・民力涵養講習会始まる
〃 36年	・杵臼村墓籍簿作成		・灌漑請工事着手(総工費11万円)
〃 37年	・本巢長平アラブ系の馬を導入		・杵臼信用販売購買組合創立
	・小学校舎移転		・本巢長平緬羊導入
	・農業補習学校設立		・この頃西洋薄荷導入
			・河川組合結成

方では国家体制の中に組み込まれながら、一方では、水田造成による村の発展が志向されたり、新して生産物を導入するなどして村落としての経済的基礎がはかられていった。

杵臼村落は西舎村落のごとく村落の中で人口の大きな変動を被ることなく、家の発展がみられた。むろん、幌別川流域の村落であるために、その氾濫によってたびたび被害を被っているが、中心的農家によってそれらを切り抜けている。それが可能であるために、村落内社会関係が強く結ばれていることが必要であろう。その一例として鎌田九平を中心とした社会関係をみてみよう。鎌田九平は伊達村から藍の栽培を目的に明治26年に杵臼村に入植した。その後、西舎村に移り、日高種馬牧場が設置されてからは幌別村に移住している。そこで杵臼村の分析のためには最も適切とはいえないが、幌別川流域のなかで、どのように社会関係を形成していったかを知りえる好事例である。

鎌田九平は明治35年に村会議員に就任し、その後明治37年、明治39年、明治41年、明治43年と村会議員としての名前があり、大正5年には町会議員に就任している。政治的に有力者であったことが解るとともに、日高種馬牧場設置には、支庁長西忠義を案内したり、土地の買収に尽力している。入植当初は隣寸軸木の製造を西舎村で村会議員をしていた仁木島恒吉などに行なうとともに、幌別川地域に藍の生産を広めている。大正初期からはオーストラリア産の牝馬を購入し、本格的牧場経営に乗り出している。大正11年に亡くなり、その時は馬の不振で負債もあったが、今日では次女の婿養子、三男、四男（長男、次男は若死）で鎌田三兄弟として軽種馬生産で大きく功績をあげている。鎌田九平の親類関係を浦抱町に限ってみると、妹アサノは杵臼村の本巢長平（本巢牧場）に嫁ぎ、再婚して浦河町堺町三枝鹿蔵（三枝牧場）に嫁いでいる。子供のうち、次女には富岡三郎（幌別ニットウ牧場、荻伏富岡牧場より）を婿養子にしている。三男正（幌別鎌田牧場）八重子（幌別辻牧場より）を、四男管仲（杵臼昭和牧場）は下枝（西舎村郵便局長山本傳吉娘）を妻にしている。そして管仲の三男は上杵臼で開拓牧場を営んでいる。また、九平の妻の姉の長女は日高三石町で、北海道畜産界の巨頭といわれた大塚助吉の家に嫁いでいる。大塚助吉は九平の負債に対して援助している。上記にある牧場のうち、昭和牧場、開拓牧場以外は戦前からの牧場経営を行なっている、いわば、浦河の牧場では名門である。こうした政治的には村議、支庁長と、親類関係では有力牧場との関係を形成していくなかで、相互扶助が行なわれ、今日では8月15日に先祖祭祀を親類で行なっている。

さて、杵臼神社の創設は明治15年であるが、その経緯は杵臼開基100年・開校80周年記念協賛会編『杵臼記念誌』（1970）に以下のように述べられている。

忘郷の念九州天草までは、其の当時にして見れば余りにも遠いし、海上汽船より外に交通の便もなかった。内地訪問など思いもよらぬことである。野獣の声を聞き寒夜焔に薪をくべ故郷を偲び幾多辛苦をなめて開拓に幾年か過した。内地の風習をまねた一つに伊勢講があった。

伊勢講一杵臼神社創立の因

内地では部落のものが毎年金を積みたてて何人か宛で交替に毎年伊勢詣りをしている。それをまねたものである。年1回回り順で会合し伊勢詣りの積立をなし、これが相当額に達したら1生に1度伊勢詣りをし、ついで京、大阪そして故郷まで訪れようと計画した。けれども積立金がた

りないのと旅費が多額に要するのと、交通の不便なため逐に実現できず、これを後に解散し積立金で神社を建立した。これが杵臼神社建立の起因である。

ここに窺えるように忘郷の念を年1回の伊勢講によって、何時か天草へ帰れることを夢みて慰さめ、積立をしていたと思われる。しかし、資金も足りなく、帰郷しても安住出来る保証はなく、永住を決意したとき神社の創設に至ったといえる。

その後、明治41年に神社を改築したとの記録があるが、その様子は不明である。大正6年より開村50周年祭を行なうということが村議（部落会議）で可決されている。その事業として一、記念碑建立、二、神社拝殿の新築、三、鳥居の新献立、四、記念式典が挙げられている。（松田薫手記『枉臼百年想』昭和45年より）そして、大正8年よりそれらの工事を始め、また寄付を集めている。その時の委員は出身地で分けると、天草7名、徳島2名（但し1名は小学校区が同じである幌別在住者）、福井2名、不明2名（日高種馬牧場代替地で杵臼に移住した者）となっている。天草団体出身者が中心であるが、杵臼村落として他県からの移住者も取り込んでいるといえる。この行事は神前で修抜、祈禱、移住者の表彰、高令者の敬老、一同への折詰による饗宴となっており、余興として老人による天草団体を引きつれてきた開拓団嚮導係朝山三五郎が熊本へ帰郷したとき、別れた場所に「朝山氏袂別の跡」という木標を立て、そこで踊りをしている。以上のように郷里と離れて、自らの村を形成した折目の儀式として開基50周年祭は行なわれたといえよう。それは神社施備の充実ということに表象されていれのである。

また、杵臼には馬頭観音があった。その詳細は不明であるが、最初は杵臼で最も早くアラブ系馬を導入した本巢長平が馬頭観音を牧場のある山に安置していた。年代は明治40年より大分前であった。その後、産馬への熱がさめて、水田造成へと進んでいった時期の大正5年にその馬頭観音像を杵臼神社に合祀している。しかし、昭和11年に神主より村社への馬頭観音の合祀は相成らぬと拒まれ、「馬組合」で御堂を新築している。その後「馬組合」で馬頭祭をしていたが、敗戦後維持費が大変ということで、元の本巢長平氏の牧場に返している。浦河地方では馬頭観音は少なく、昭和40年代頃から馬霊碑などの建立が多くみられる。それは農耕馬として家族の一員のごとくみなされ、馬頭観音が農耕の守護神として祭られた地域に比べ、この地方では馬は軍馬、競走馬であり、商品化していたこと、また、産馬の育成の盛衰が激しく、産馬から水田へ、そして昭和40年頃から競走馬育成へと移り変わったため、馬頭観音を地域社会で祭ることが弱かったのではないかと思われる。

（４） 荻 伏 神 社

荻伏地区は昭和31年浦河町に編入合併するまで、行政村荻伏村であった範囲である。行政村内の村落(旧大字名)としては荻伏、東栄、姉茶、野深の4地域社会である。そして、荻伏村には浜荻伏、荻伏市街、元浦河の3部落が、東栄村には上東栄と浜東栄の2部落が、姉茶村には姉茶、富里、瑞穂の3部落が、野深には上野深第一、上野深第二、上野深第三、下野深の4部落がある。神社は浜荻伏部落に浜荻伏金比羅神社、姉茶部落に姉茶神社、富里部落に富里神社、瑞穂部落に瑞穂神社、

第9表 荻伏村へ本籍移送世帯年次別前住地

	広島	愛媛	兵庫	福井	石川	富山	新潟	秋田	宮城	山形	岩手	青森	北海道	その他	不明	計
明元～ 10年							1	5			1	1	4			12
明11～ 20年	22	13	36	2			1	6		2	1	1	8	10		102
明21～ 30年	9	3	16	31	7	2	6	5	4	5	6	2	23	10	2	131
明31～ 40年	9		14	38	1		1	5	5	2	5		12	8	6	106
明41～大6年	1		3	6	2	4	6	1	3	3	3	2	28	5	4	71
大7～昭2年	7		2	1	1	1	4	3	2	2	16	2	51	5	4	172
昭3～ 12年	1		1	3			3	2	1	3	10	4	48	4	5	85
昭13～ 19年				1		1			2	1	2	3	23	3	1	37
計	46	16	72	81	11	8	22	27	17	18	44	15	197	45	22	716

※ 塩出宇吉自筆『清流和風』より作成。

※ 寄留人は記載されていないので、実世帯数ではない。

※ アイヌ人は83戸ある。

大字東栄に東栄神社，上野深三部落で上野深神社，下野深に野深神社がある。そして，村社荻伏神社は昭和16年に行政村によって創立され，今日では荻伏市街と元浦河部落で維持されている。このように戦前においては村社1社，無願神社として荻伏村1社，姉茶村3社，東栄村1社，野深村2社と村落によって相異がある。それは村落のあり様によって相異が生じてきた。その場合，荻伏地区の村の展開は，明治15年会社組織で入植した赤心社を除いては考えられない地区である。

荻伏地区へ最初に移住してきたのは浜荻伏部落に漁業，海産物採取を目的としてきた者である。大きく展開していったのは，明治14年赤心社社長鈴木清が元浦川沿岸地帯を第二次開拓の地と定め，部長沢茂吉が引率して42戸83名が明治15年5月に入植したことによってである。第一次入植地の西舎村が明治20年代に引き払っていったのに対し，こちらでは成功していったのは，沢茂吉の力によるとされている。赤心社の展開については富田四郎のすぐれた研究がすでになされているので，必要最小限取り扱うことにする⁽³⁸⁾。

荻伏村に昭和19年までに本籍を移送した世帯数は第9表のごとくである。明治10年代から20年代にかけて兵庫，広島，愛媛といった地域からの入植が多い。これは赤心社社員，株主として出資して入植した社員ではなく，農業労働者として入植した耕工夫も含まれている。ところが，明治20年代以降福井県人が多く入植してくる。この場合，比較的自営農が多い。浦河町農村地帯ではこの頃より福井県人が多く入植し，入植者の中で最も多いといわれている。また明治20年代以降は北陸，東北地域の広い範囲からの入植がみられ，これは全道的な傾向があるといえる。一方，大正期に入ると北海道に既に移住していたものが，道内人口流動の中で移住してきている。この時期は赤心社が大正5年に牧場を全廃し，水田経営に乗り出した時期である。そして，赤心社小作人が急増する。北海道で渡り小作人といわれた小作層の移住もかなりあることを示していよう。

行政村落荻伏村は赤心社を度外しては論じられない。昭和初期，農耕地に関してみると，水田においては約3割，畑地に於ては約7割，牧場においては1.5割が赤心社社有地となっている⁽³⁹⁾。また，明治43年総戸数327戸のうち，赤心社小作数が75戸と23%を占めており，大正9年にはそれ

第10表 農 業 戸 数

年 別	荻 伏 村*1			赤 心 社 小 作 地			
	自 作	小 作 (A)	自 小 作	小 作 (B)	B/A %	自 小 作	其 他 (蕎麦地として の使用するもの)
昭和7年	65	228	51	147	64%	53	23
8年	66	218	65	153	72	47	28
9年	76	240	74	153	64	41	32
10年	66	253	74	144	57	36	44
11年	77	270	54	144	53	34	48
12年	—	—	—	130	—	42	52
13年	—	—	—	131	—	39	69
14年	—	—	—	136	—	32	68

*1 荻伏村々勢一覧昭和11年より新しいものな為、最近の数字を欠く。

※ 富田四郎著『会社組織による北海道開拓の研究—日高国，赤心株式会社を中心として—』（沢幸夫発行より昭27）159頁転載

が499戸中156戸と31%に増加している。それ以降30%近くの赤心社小作層が荻伏村の中に存在するという程の大きな比重を占めている。そして、第10表のごおく、昭和7年においては、自作層は19%、小作層は66%、自小作層は15%と小作層が圧倒的に多く、しかも、そのうちの50~70%が赤心社小作層で占められている状況である。

こうした荻伏村内での赤心社の位置は神社にも影響を及ぼしている。赤心社はその創立から日本プロテスタントの宗教的信念によって支えられ、入殖2年後の明治17年には元浦河教会を創立している。日曜日は総ての業を休み、キリスト教講話をきくなど、キリスト教信念によって赤心社の発展、さらには荻伏村形成がなされていったといつてよい。明治18年には徳育会、廃者の者の救恤助力をする永明会が組織され、教育の分野でも明治30年には荻伏尋常高等小学校が、小行政村でありながら設置するなど赤心社の影響によって運営された面は少なくないといえる。それは村造りには大きな功績があり、明治43年には模範村となっている。しかし、それは神社の側面では抑止される側面があったといえよう。赤心社の拠点であった荻伏村落では漁業中心の浜荻伏にのみ神社があったことにも示されていよう。それに対して赤心社の社有地の少なかった姉茶の村落の3部落ではそれぞれの部落に神社が創設されている。赤心社社有地が多かった野深村では、明治31年に野深神社が創設されている。明治35年社殿新築の時の世話人は福井県人で自作農3名、小自作1名、赤心社耕夫7名、岩手県人で自出農1名となっている。ここには赤心社社員はみられなく、福井県人を中心に赤心社の宗教的信念とは必ずしも一致することなく宗教的世界を形成しようとしていることが窺えよう。

大正末期以降赤心社小作人を中心に人口の急増（明治43年世帯数327，大正2年同392，大正5年同390，大正9年同499，大正14年同541，昭和5年同686，昭和10年同712，昭和15年同683）なかで、行政村としての統一の問題となってくる。それは昭和元年の北海道大冷害、その後の経済恐慌などで急務の課題となったと思われる。すなわち、昭和8年には「荻伏村村勢一斑」を発行し、村風を次のようにうたっている。

衆民敦厚俗ヲナン先輩カ使命宣告ヲ遵守シ徳義ヲ修養シ人物ヲ陶冶シ「キリスト」ノ愛ノ主義ニヨリ教育ニ産業ニ衛生ニ一致共同真ニ理想郷ノ完成ニ努ム而シテ宗教ニ対スル熱烈ナル信仰ヲ有スト雖モ他宗ヲ挑擠スルノ風更ニナク一般勤勞ヲ尊ヒ業務ノ為メニハ風姿ヲ意トセス専心奮闘シ業務ノ観念ニ富ミ常ニ諸税完納ノ成績ヲ示セリ尚一旦事ノ際ニハ北門鑰鎖ノ氣慨アリ衆心一致業務ニ励ミ和氣村内ニ漲ル

このようにキリスト教精神主義の村として画いている。そして昭和9年には荻伏村紋章が制定され、昭和10年には村報が毎月発行され、同年に開拓記念式が挙行され、沢茂吉、西忠義、鈴木清（赤心社社長）の三胸像を役場境内に建立し、翌11年には村歌を制定している。そうしたなかで、大きな問題のひとつに赤心社有地開放の問題があった。

本村内ニ於ケル赤心株式会社有地ハ農地ノミニテ一千五百余町歩之ニ入地セル農家戸数二百五十余戸ニシテ本村産業ノ大宗タル農業ノ約七割ヲ占メ之ガ消長ハ本村産業ヲシテ左右スルノ重要ナル役割ヲ有ツトアリ 而シテ之等ノ小作者ハ通幣トシテ小作質賃旺盛ニシテ土地ヲ愛スルノ念乏シク為ニ農業進展ノ基礎確立セズ耕種肥培等ニ対シ指導者全カヲ傾注スルモ意ノ如ク進歩セズ本村振興上ニ大ナル支障トナリツトアリ（昭和14年「荻伏村ニ於ケル懸案事項」より）

当時の国策としての自作農創設の動きのなかで、大きな支障としてとらえられていた。そして、こうした状況のなかで、民心の統一、敬神崇祖の涵養のため、村社を創立していく動きが、昭和9年頃より出ている。昭和11年の村議会で村社造営が決議されている。昭和13年より全村労働奉仕で造営が行なわれ、資金は村民の積立によってなされた。また、神社敷地1反6畝は赤心社の寄付により、基本財産は村有地2町歩の寄付によって造られている。しかし、昭和13年には建設費用が2000円余り不足しており、昭和16年になってようやく村社荻伏神社の創立をみた。なお、昭和17年には赤心社より神社敷地として1町7反余が寄付されている。この村社荻伏神社は「当荻伏住民は内地移住者で、敬神崇祖の念厚く、早くより各部落毎に祠を建てた。何れも建築後相当の星霜を経て、改築に迫られている。尊厳上問題あるも、各部落ごとに建立は巨費を要するので一社を建立し、挙村、挙国一致困難打にむかう」とあるように、村内の神社を合祀し、一村一社を志向していたが、敗戦をむかえ、実現しなかった⁽⁴⁰⁾。

（5）生祠西神社

第三章で述べた支庁長西忠義を祭神として創設された神社が西神社である。西忠義は明治42年浦河支庁長を辞してから、終生日高地方と係わりつけてきた。西忠義の功績を讃えた浦河支庁長永山政能編『西忠義翁徳行録』（日高実業協会発行、昭和8年）の詳細な年表によると、明治42年末から東京に移転した後も、しばしば日高実業協会関係者が訪門している。

生祠西神社創設の動機と経過については、『西忠義翁徳行録』に次のように書かれている。

日高国の恩人、西翁の徳を称え銅像建設の義あるや久し、然れども浦河の地、鳥の棲息夥しく為に神聖を保つことの至難なるを感じ、銅像に代ふるに莊嚴なる社殿を建立して、西翁の霊を奉祀し、以て永久に其の徳を伝へ、報本反始の実を挙ぐるに如かずとの論起り、期せずして国論の

一致を見るに至りし折柄、会々生祠調査として、東京帝国大学助教授文学博士加藤玄智氏の藤波神社の実地を見聞せられるに会し啓発するところあり、日高国の人士深く感奮し、昭和六年八月十八日西翁日高再生の日（西翁浦河支庁長在職中明治四十二年日高国沙流郡門別村に於て奇禍に遭ひ殆んど致命的の負傷を受けられたるも辛じて恢復せられたる日）をトして、生祠西霊社の社殿を建設すべしとの声起る。

仍て町村会長静内村長日高実業協会副会長吉田貫一、日高実業協会顧問富本朝二、八月二十六日実行委員として浦河支庁に集会し、森本支庁長、荻浦河町長と会議する所あり。

之より先、浦河支庁長室に日高国民代表者を会合し、西霊社創設覚書を草し、満場起立之を可決して敬意を表わし、各々捺印して其の責任を明かにせり

ここではその創設の直接の契機は、銅像では不敬になるので社殿を創設するとなっている。しかし、日高実業協会の者が西忠義に銅造を造りたいといったら断られたと伝えられている。そこには、既に神社として祀るべきという雰囲気がつくられていたのではないかと推測される。孫引であるが、加藤玄智の著に、大正15年、藤波神社臨時祭に西忠義が出席したとき、「日高日報紙」は以下のごとく述べていると記されている。

十年振……日高へ足跡を印せられた日高の恩人至誠翁西忠義氏は、日高の人民に、活を入れられて、昨日帰京された、御名残……尽く可くも無い、……翁の至誠に感激し、崇高なる人格に敬虔禁ずる能はざるものがある、翁の徳、翁の誠、称へ人に口無し、筆足らず、日高民は……藤波神社建立に祀ひ、西神社建立の挙を以て、六根清浄、その高德に報ゆるの至誠を表はす可きでは有るまいか⁽⁴¹⁾。

ここには、西舎神社の節で述べたように、西忠義自身人の徳をたたえ、神社に祀るという思考があり、それが生祠西神社を日高実業協会が創設しようとした動きに結びついていったのではないかと思われる。

昭和6年に神社創設の覚書がかわされている。

西霊社創設及維持の事

日高の恩人 西忠義翁、明治三十四年浦河支庁長として上任、以来在職九ヵ年、其間、初代故北垣国道男の意を継ぎ、日高実業協会を創設し、日高国標を選び、嚮ふ所を知らしむると共に、土木、交通、産業、教育の諸般に互り、日高興国の施設に熱血を注ぎ、其功績筆紙の尽す所にあらず。然も其一貫せる至誠の感化は、国の内外に及び、国人其の徳を称せ、曩に銅像建設の議ありしも、其承諾を得るに至らずして今日に及ぶ。依て代ふるに霊社を建設して、翁の徳を称ふるに若かず、との議起るや、国論期せずして一致し、茲に、翁が目高門別遭難の日をトして、浦河神社境内に、西霊社を創設し、永久に其の徳を伝へ、報本反始の実を挙げ、以て挙国信仰の社となすものなり。

本霊社は、社殿仮建築なるを以て、速に日高管内の浄財を集め、昭和七年西翁喜齡の祝寿を期して、荘嚴なる社殿を造営し、且つ之が維持、祭祀の方法を講ずるものとす。

この覚書きには、浦河支庁長、日高実業協会副会長、日高林業協会副会長、および浦河支庁管内の

全ての町村長が捺印している。そして、昭和6年9月には、日高町村長会で、「一、造営経費は約三千円として日高管内各町村の負担とすること。一、西霊社営記念として西翁の徳行録を編纂すること。」が申合されている。造営委員長には支庁長が就任している。

翌昭和7年4月き地鎮祭を行ない、青年団の労働奉仕によって造営されている。9月2日には遷座祭が挙行されていた。そのご神体として明治天皇下賜の鞭と、拝礼服であったといわれている。(石田明談) 昭和8年1日に、日高実業協会総会において、神社名を西霊社から、西神社と改称し、例祭日を遭難の日8月28日から、浦河支庁長に就任の日の6月21日に改められている。

以上のようにして西神社は創設されている。その徳を称える営為として神社が造らるた。昭和7年であったのは喜寿の祝いを直接的契機にしたといえる。しかし、最初に例祭日と定めたのが、西忠義が遭難し、再生の日としたことから、日高の指導層にとっても、日高地方をひとつの転機にしようとしたのではないだろうか。ひとつにはそれまでの懸案であった鉄道開通の目途が出来たこと、浦河漁業が完成したこと(昭和6年)、さらに昭和7年には浦河支庁が日高支庁と改称されたことなど、新しい発展の折目として意識されたのではないかと想像される。また、当時は不況下で特に強かったと思われる。しかし、神社名の改称に表われているように、霊性は取り除かれ、日高実業協会でその徳をしのぶというものに押し込められたと考えられよう。古老に聴取りしても、参拝の記憶も出てこない。そして、敗戦後は荒るにまかされていた。

あ と が き

北海道開拓は入殖者の苛酷な自然条件に打ち勝つなかで、郷里を偲びつつ行なわれていった。それが、神社創設へと連なっていったことは否定できないであろう。しかし、その開拓は国家政策、道庁政策に大きく規定されていたことは西舎村落の事例などで浮び上がってくる。日高地方の開発自体が、支庁長の力に依存している面が大きかったことも、西忠義支庁長時代をみれば判然とする。北海道の神社の展開史を跡づけるためには、村落自体の変容のあり方とともに、そうした大きな流れのなかで神社がどのように変遷していったかの分析が不可欠である。民心の統一を願い、神社を創設、あるいは変容させていった大きな要因である。北海道の神社が、伊勢神宮—天皇—札幌神社—地域神社へと系列化をたどっていくといわれるのは、北海道の開拓の条件に規定されて出てきたといえよう。村社荻伏神社が、その祭神に開拓三神を分霊し、神社を創立していったのは、単に住民に共通の神であったからではなく、開拓が土地の払下、付与地をもって営まれていったことを表象しているのであろう。さらに、藤波言忠、西忠義が宮内省との結びつきがあり、明治天皇下賜の鞭が祭神となっていく精神構造も、そうしたところに起因しているといえよう。杵臼村に天草団体として入殖した小泉和平が、明治30年に「杵臼村記録書」を書いている。それは入殖後の事情を表わしたものである。その末尾に次のように記している。

天王陛下ノ御恩ヲ蒙ラサル者ハタゞ一人モ是有ラジト 右御連越ノ銘々ハ一方ナラン御恩ヲ蒙リタル銘々ナレハ子孫ノ末々迄モ此大恩ヲ忘ザル様是ヲ書残ス也

ここには郷里を捨て、自らの新天地を造り出そうとしたとき、まさに天王に縋ることによって以外に支えがなかったことを示している。

(付記) 浦河町内の神社史の調査にあたり、多くの方々にお世話になった。特に大針与五郎氏、菅野陸朗氏、竹内鼎氏、塩出宇吉氏、鎌田正氏、鎌田管仲氏、山本晃氏、さらに浦河町教育委員会の方々には大変お世話になった。紙面をかりて御礼申し上げます。

註

- (1) 森岡清美「北海道篠津兵村の展開と村落構造—祭祀組織を中軸として—」『社会科学論集』4 東京教育大学 1957。
- (2) 黒崎八洲次良「町村・部落・家と氏神・鎮守・守護神の祭祀について—特に後志管内のいくつかの町村と部落の事例を中心として—」、『新しい道史』第10巻第7号 昭和48。
- (3) 村田文江「北海道開拓地における無願神祠に関する覚書—天塩町ウブシ原野の鎮守社創設を中心に—」、『歴史人類』第10号 筑波大学歴史・人類学系紀要 1982。
- (4) 中牧弘允「宗教制度の変動と論理—北海道常呂町の調査から—」柳川啓一・安斎伸編『宗教と社会変動』東大出版会 1979。
- (5) 檜山支庁管内 北檜山町『北檜山町史』昭和56年。
- (6) 釧路支庁管内標茶町『標茶史考』後編。
- (7) 苫小牧市『苫小牧市史』。
- (8) 榎本守夫著『北海道開拓精神の研究』、雄山閣 昭和53年。
- (9) 空知支庁管内・滝川市『滝川市史』。
- (10) 北海道編『新北海道史』第4巻、昭和48年 1125頁。
- (11) 北海道神職会編『北海道神職会報』15号、大正13年1月。
- (12) 北海道自治協会編『北海道自治協会報』第1編第11号、大正5年8月。
- (13) 前掲『北海道自治協会報』第1編第8号、大正5年8月。
- (14) 前掲『北海道自治協会報』第3編第5号、大正7年7月。
- (15) 前掲『北海道自治協会報』第2編第1号、大正5年10月。
- (16) 前掲『北海道自治協会報』第3編第5号、大正7年2月。
- (17) 北海道神職会編纂『北海道神社法令集』97頁。
- (18) 前掲『北海道自治協会報』第4編第11号、大正8年8月。
- (19) 前掲『北海道自治協会報』第5編第10号、大正9年7月。
- (20) 前掲『北海道神職会会報』第10号、大正10年2月。
- (21) 前掲『北海道神職会会報』第7号、大正9年7月。
- (22) 札幌市豊平神社社務所『御鎮座七十年記念 豊平神社七十年誌』、昭和28年。
- (23) 日高支庁管内浦河町『浦河町史』下巻。
- (24) 明治35年に二級町村制が設けられたとき、区は3区、1級町村16か町村、2級町村62か村にすぎない。
- (25) 支庁長の道庁での地位は、「夫れ部長は長官の腹心にして支庁長は長官の手足たり、部長は内に在て諸般事業の経画と其監督とを掌り、支庁長は外に在て専ら事業の執行に任ず、内外相待て振勵せば庶幾くは其成功を誤らざらんか」と位置づけられていた。(道庁時代史料政治部第二)(前掲『新北海道史』第4巻 63頁より引用)。
- (26) 日高支庁編『日高開発史』、昭和29年。
- (27) 永山政能編『西忠義翁徳行録』、日高実業協会発行、昭和8年。
- (28) 前掲『西忠義翁徳行録』。
- (29) 前掲『西忠義翁徳行録』。
- (30) 前掲『西忠義翁徳行録』。

- (31) 大正5年における軍馬用購買とそれ以外の馬の購売は以下の通りである。

	軍馬	軍馬以外
静内	154円88 (45頭)	69円44 (207頭)
三石	180円00 (1頭)	29円15 (22頭)
浦河	145円00 (2頭)	78円08 (80頭)
幌泉	135円00 (1頭)	49円35 (334頭)
平均	154円59 (49頭)	67円35 (334頭)

価格は1頭平均価格

日高種畜牧場編『牧場50年のあみゆ』 1957, 57頁より。

- (32) 荻伏百年史編さん委員会編『荻伏百年史』, 荻伏開基百周年記念協賛会発行, 昭和58年。
- (33) 前掲『浦河町史』下巻。
- (34) 西舎開村百年祝賀協賛会編『西舎開村記念誌 拓地百年』 昭和42年。
- (35) 前掲『西舎開村記念誌 拓地百年』。
- (36) 前掲『西舎開村記念誌 拓地百年』。
- (37) 加藤玄智著『本邦生祠の研究』, 明治聖徳記念会発行 昭和7年, 212頁。
- (38) 富田四郎著『会社組織に依る北海道開拓の研究—日高国赤心株式会社を中心として—』 沢幸夫発行 昭和27年。
- (39) 前掲『会社組織に依る北海道開拓の研究』 137頁。
- (40) 前掲『荻伏百年史』
- (41) 前掲『本邦生祠の研究』 239頁。

The Foundation of Shinto Shrines in a Local Society in Hokkaido

—A Case Study of Urakawa-cho in the Hiddaka Area—

Synopsis

It is said that the study of the development of Shinto shrines in Hokkaido means a study of the historical development of Hokkaido.

In other words a Shinto shrine was recognized to have a symbolic meaning to the people who had moved to Hokkaido and formed a new life and sub-culture in connection with a development policy as a result of being separate from the traditions of their native villages.

In a former shinto study shrine was considered an identity of natural and religious groupings. Without a doubt it was considered a spiritual symbol of the village community. However the meaning of shinto shrines in Hokkaido has always changed depending on the development policy.

In this paper as a case study I chose several shinto shrines which were founded for various reasons in Urakawa-chō in the Hiddaka area, and clarified the relationship between the development policy and foundation of shinto shrines referring to the changing aspects of them.